

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・ 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。
- ・ 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金利、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

<市場価格が変動するリスク>

- ・ 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。利子の適用利率が固定利率の場合、金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。利子の適用利率が変動利率の場合には、利子が増加するという特性から、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- ・ 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。

<為替相場に関するリスク>

- ・ 外貨建て債券の円換算した価値は、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変動することにより、為替相場が円高になる過程では下落し、逆に円安になる過程では上昇することになります。したがって、売却時、あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。

- 外貨建て債券の売買や償還金及び利子の決済に際して、日本円等の建て通貨以外の通貨での決済が予め取り決められている場合、売却時あるいは償還時等の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- 通貨の交換に制限が付されている場合には、償還金及びその利子のその他の通貨への交換や送金ができない場合があります。

外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の業務、または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

<発行体等の信用状況の変化に関するリスク>

- 外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、外貨建て債券の市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- 外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による額面の切下げや株式への転換等が生じた場合、投資額の全部または一部を失ったり、償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還されることがあります。償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還された場合、当該株式を換金した金額と調整金の合計額が額面または投資額を下回るおそれがあります。また、額面の一部が切り下げられた場合には、その後の利子の支払いは切り下げられた額面に基づき行われることとなります。したがって、当初予定していた利子の支払いを受けられない場合があります。
- 金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合等には、外貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って額面の切下げ、利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は外貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- 主要な格付会社により「投機的要素が強い」とされる格付がなされている債券については、当該発行体または本債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度が上位の格付けを付与された債券と比べより高いと言えます。

<償還金及び利子の支払いが他の債務に劣後するリスク>

弁済順位が他の債務に劣後する特約が付されている債券については、劣後事由が発生した

場合には、弁済順位が上位と位置付けられる債務が全額弁済された後に償還金及び利子の支払いが行われることとなります。劣後事由とは破産宣告、会社更生法に基づいた会社更生手続きの開始、民事再生法に基づく民事再生手続きの開始、外国においてこれらに準ずる手続きが取られた場合となります。

その他のリスク

＜適用利率が変動するリスク＞

外貨建て債券の利子の適用利率が変動利率である場合、各利率基準日に LIBOR 等の指標金利を用いた一定の算式に従って計算されます。このため、利子の適用利率は、各利率基準日の指標金利により変動し、著しく低い利率となるおそれがあります。

＜流動性に関するリスク＞

- ・ 新興国通貨は、米国市場若しくは欧州市場等の特定の市場が取引の中心となっています。そのため、当社における新興国通貨建て債券の取引については、新興国以外の通貨建て債券に比べて流動性は低くなっています。
- ・ 外貨建て債券は、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない、あるいは購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがあります。

企業内容等の開示について

外貨建ての債券は、募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

無登録格付に関する説明書について

当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 外貨建て債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)である外貨建て債券は、当社では原則として、その利子支払日の前営業日または利子支払日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。
- ・ 外貨建て債券は、当社では原則として、その償還日の 4 営業日前までのお取引が可能です。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座または振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部または一部(前受金等)をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただけます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送または電磁的方法による場合を含みます。)

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

当社の概要について

商 号 等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本 店 所 在 地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
資 本 金	48,323,132,501 円(2018 年 9 月 30 日現在)
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	1944 年 3 月
連 絡 先	「インターネットコース」でお取引されているお客さま：SBI 証券 カスタマーサービスセンター 電話番号：0120-104-214（携帯電話・PHS からは、0570-550-104（有料）） 受付時間：平日 8 時 00 分～18 時 00 分（年末年始を除く） SBI マネープラザのお客さま：SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター 電話番号：0120-142-892 受付時間：平日 8 時 00 分～18 時 00 分（年末年始を除く） IFA コース、IFA コース（プラン A）のお客さま：IFA サポート 電話番号：0120-581-861 受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く） 担当営業員のいらっしゃるお客さまは、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。

SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

連 絡 先：**「インターネットコース」でお取引されているお客さま：SBI 証券 カスタマーサービスセンター**
電話番号：0120-104-214（携帯電話・PHS からは、0570-550-104（有料））
受付時間：平日 8 時 00 分～18 時 00 分（年末年始を除く）

SBI マネープラザのお客さま：SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター
電話番号：0120-142-892
受付時間：平日 8 時 00 分～18 時 00 分（年末年始を除く）

IFA コース、IFA コース（プラン A）のお客さま：IFA サポート
電話番号：0120-581-861
受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）

担当営業員のいらっしゃるお客さまは、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

2019 年 11 月

発行登録追補目論見書



BNP PARIBAS

ビー・エヌ・ピー・パリバ
(BNP パリバ銀行)

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024 年 12 月 23 日満期
インドネシアルピア建社債（円貨決済型）

－ 売 出 人 －

株式会社 S B I 証券

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024 年 12 月 23 日満期 インドネシアルピア建社債（円貨決済型）（以下「本社債」という。）の元本および利息は円貨で支払われますが、当該円貨額は当該支払前に決定されるインドネシアルピア／円為替参照レートによってインドネシアルピア額を換算したものとなりますので、日本円とインドネシアルピアの間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

（注）発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30－外 2－100

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年 11 月 20 日

【会社名】 ビー・エヌ・ピー・パリバ
(BNP PARIBAS)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
ラルス・マシュニル
(Lars Machenil)

投資家向け広報および財務情報の責任者
(Head of Investor Relations and Financial Information)
ステファン・ドウ・マルニャック
(Stéphane de Marnhac)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市 9 区イタリア通り 16 番地
(16, boulevard des Italiens, 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴 田 弘 典

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1039

【事務連絡者氏名】 弁護士 船 越 輝

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1116

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 19,000,000,000 インドネシアルピア（邦貨換算額 171,000,000 円）
（ただし、邦貨換算額は、100 インドネシアルピア＝0.90 円（2019 年
11 月 18 日に株式会社三菱ＵＦＪ銀行が発表した東京外国為替市場に
おける対顧客電信直物売相場）で換算されている。）

【発行登録書の内容】

提出日	平成 30 年 3 月 14 日
効力発生日	平成 30 年 3 月 22 日
有効期限	令和 2 年 3 月 21 日
発行登録番号	30－外 2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000 億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
30－外 2－1	平成 30 年 3 月 28 日	300,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－2	平成 30 年 4 月 3 日	2,195,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－3	平成 30 年 4 月 5 日	300,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－4	平成 30 年 4 月 11 日	216,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－5	平成 30 年 4 月 13 日	345,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－6	平成 30 年 4 月 17 日	723,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－7	平成 30 年 4 月 19 日	4,337,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－8	平成 30 年 4 月 20 日	900,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－9	平成 30 年 5 月 14 日	2,288,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－10	平成 30 年 5 月 14 日	2,382,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－11	平成 30 年 5 月 18 日	263,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－12	平成 30 年 5 月 18 日	500,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－13	平成 30 年 5 月 28 日	300,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－14	平成 30 年 6 月 1 日	300,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－15	平成 30 年 6 月 6 日	305,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－16	平成 30 年 6 月 6 日	300,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－17	平成 30 年 6 月 11 日	111,687,000 円		該当事項なし
30－外 2－18	平成 30 年 6 月 13 日	300,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－19	平成 30 年 6 月 19 日	991,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－20	平成 30 年 6 月 19 日	12,582,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－21	平成 30 年 6 月 19 日	4,321,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－22	平成 30 年 6 月 19 日	6,926,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－23	平成 30 年 8 月 16 日	500,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－24	平成 30 年 8 月 16 日	900,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－25	平成 30 年 8 月 16 日	1,059,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－26	平成 30 年 8 月 17 日	1,285,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－27	平成 30 年 8 月 17 日	428,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－28	平成 30 年 8 月 17 日	804,726,000 円		該当事項なし
30－外 2－29	平成 30 年 8 月 22 日	300,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－30	平成 30 年 8 月 22 日	1,046,000,000 円		該当事項なし

30－外 2－31	平成 30 年 8 月 28 日	154,800,000 円	該当事項なし
30－外 2－32	平成 30 年 8 月 31 日	280,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－33	平成 30 年 9 月 10 日	660,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－34	平成 30 年 9 月 13 日	500,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－35	平成 30 年 9 月 14 日	1,600,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－36	平成 30 年 9 月 14 日	2,000,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－37	平成 30 年 9 月 14 日	680,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－38	平成 30 年 10 月 5 日	330,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－39	平成 30 年 10 月 12 日	500,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－40	平成 30 年 11 月 12 日	146,350,000 円	該当事項なし
30－外 2－41	平成 30 年 11 月 12 日	816,060,000 円	該当事項なし
30－外 2－42	平成 30 年 11 月 15 日	400,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－43	平成 30 年 11 月 15 日	300,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－44	平成 30 年 11 月 16 日	570,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－45	平成 30 年 11 月 19 日	529,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－46	平成 30 年 11 月 19 日	1,500,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－47	平成 30 年 11 月 20 日	500,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－48	平成 30 年 11 月 28 日	154,800,000 円	該当事項なし
30－外 2－49	平成 30 年 12 月 4 日	331,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－50	平成 30 年 12 月 4 日	500,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－51	平成 30 年 12 月 6 日	250,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－52	平成 30 年 12 月 12 日	470,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－53	平成 30 年 12 月 13 日	3,000,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－54	平成 30 年 12 月 18 日	1,000,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－55	平成 30 年 12 月 18 日	500,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－56	平成 30 年 12 月 21 日	200,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－57	平成 31 年 1 月 8 日	120,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－58	平成 31 年 1 月 29 日	440,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－59	平成 31 年 2 月 19 日	300,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－60	平成 31 年 2 月 19 日	423,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－61	平成 31 年 2 月 19 日	633,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－62	平成 31 年 2 月 19 日	1,182,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－63	平成 31 年 2 月 19 日	2,900,000,000 円	該当事項なし

30－外 2－64	平成 31 年 3 月 29 日	500,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－65	平成 31 年 4 月 3 日	300,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－66	平成 31 年 4 月 9 日	300,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－67	平成 31 年 4 月 16 日	550,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－68	平成 31 年 4 月 16 日	1,846,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－69	令和元年 5 月 15 日	600,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－70	令和元年 5 月 15 日	1,020,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－71	令和元年 5 月 17 日	735,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－72	令和元年 5 月 20 日	153,900,000 円	該当事項なし
30－外 2－73	令和元年 5 月 21 日	3,075,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－74	令和元年 5 月 31 日	211,698,000 円	該当事項なし
30－外 2－75	令和元年 5 月 31 日	600,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－76	令和元年 6 月 4 日	1,500,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－77	令和元年 6 月 11 日	4,288,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－78	令和元年 6 月 11 日	2,662,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－79	令和元年 6 月 18 日	2,000,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－80	令和元年 6 月 18 日	1,500,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－81	令和元年 8 月 16 日	1,170,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－82	令和元年 8 月 19 日	1,800,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－83	令和元年 8 月 19 日	5,540,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－84	令和元年 8 月 21 日	530,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－85	令和元年 8 月 21 日	1,670,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－86	令和元年 9 月 13 日	500,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－87	令和元年 9 月 13 日	970,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－88	令和元年 9 月 13 日	300,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－89	令和元年 9 月 13 日	900,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－90	令和元年 9 月 20 日	3,175,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－91	令和元年 9 月 30 日	552,500,000 円	該当事項なし
30－外 2－92	令和元年 10 月 4 日	650,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－93	令和元年 10 月 8 日	200,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－94	令和元年 10 月 17 日	500,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－95	令和元年 10 月 17 日	3,688,000,000 円	該当事項なし

30－外 2－96	令和元年 10 月 21 日	1, 129, 000, 000 円	該当事項なし	
30－外 2－97	令和元年 11 月 18 日	890, 000, 000 円	該当事項なし	
30－外 2－98	令和元年 11 月 18 日	3, 050, 000, 000 円	該当事項なし	
30－外 2－99	令和元年 11 月 18 日	300, 000, 000 円	該当事項なし	
実績合計額		120, 734, 521, 000 円	減額総額	0 円

【残額】 379, 265, 479, 000 円
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 該当事項なし。
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店
東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
グラントウキョウ ノースタワー

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
第2【売出要項】	1
1【売出有価証券】	1
2【売出しの条件】	2
3【売出社債に関するその他の条件等】	3
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	23
第3【第三者割当の場合の特記事項】	27
第二部【公開買付けに関する情報】	27
第三部【参照情報】	28
第1【参照書類】	28
第2【参照書類の補完情報】	28
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	28
第四部【保証会社等の情報】	29
 発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項	
各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	30
 有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類	31
 事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	65

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

該当事項なし。

第 2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

(1) 【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024 年 12 月 23 日満期 インドネシアルピア建社債（円貨決済型） （以下「本社債」という。）（注 1）		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	19,000,000,000 インドネシアルピア （注 2）	売出価額の総額	19,000,000,000 インドネシアルピア （注 2）
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	10,000,000 インドネシアルピア
償還期限	2024 年 12 月 23 日（ロンドン時間）（注 3）		
利 率	額面金額に対して 年 6.32%（注 4）		
売出しに係る社債 の所有者の住所および 氏名または名称	株式会社 S B I 証券 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 （以下「売出人」という。）		
摘 要	ビー・エヌ・ピー・パリバ（以下「発行会社」という。）により発行される非劣後 長期社債について下記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・ サービスより「Aa3」、S&P グローバル・レーティングより「A+」の格付がそれぞ れ付与されている。本社債に関するその他の条件等については下記「3 売出社債に 関するその他の条件等」を参照のこと。		

（注 1）本社債は、発行会社により、発行会社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムおよび下記注 5 に記載の代理人契約に基づき、2019 年 12 月 20 日に発行される予定である。本社債は、ユーロ市場において募集される。本社債が金融商品取引所に上場される予定はない。

（注 2）ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、19,000,000,000 インドネシアルピアである。本社債の満期償還は、額面金額である 10,000,000 インドネシアルピアをインドネシアルピア／円為替参照レート（下記「3 売出社債に関するその他の条件等」に定義される。）で換算した円貨額によりなされる。本書において、「インドネシアルピア」は、インドネシア共和国の法定通貨であるインドネシアルピアをいう。

（注 3）期限前償還については下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」を参照のこと。

（注 4）本社債の利息の支払は、該当するインドネシアルピア額をインドネシアルピア／円為替参照レートで換算した円貨額によりなされる。本社債の利息は、2019 年 12 月 23 日（同日を含む。）から発生する。

（注 5）本社債は、発行会社としてのビー・エヌ・ピー・パリバ、ルクセンブルクの上場代理人、主支払代理人および名義書換代理人としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店（以下「主支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、主支払代理人または名義書換代理人としての承継人を含むものとする。）、登録機関としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店（以下「登録機関」という。この用語には、登録機関の承継人を含むものとする。）ならびに契約において指名されるその他の支払代理人および名義書換代理人（主支払代理人とともに、以下「支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、追加のまたはその承継人である支払代理人または名義書換代理人を含むものとする。）の間で 2019 年 7 月 5 日頃に締結された改訂書換代理人契約（以下「代理人契約」という。この用語には、随時更新または補足される代理人契約を含むものとする。）に従い、代理人契約の利益を享受して発行会社により発行される社債券（以下「本社債券」といい、この用語は、（i）包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある最終条件書に規定す

る。）、(ii)包括社債券との交換（または一部交換）により発行される確定社債券、および(iii)包括社債券を意味する。のシリーズの1つである。主支払代理人、登録機関および名義書換代理人を総合して「代理人」という。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）および利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、代理人契約および適用ある最終条件書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」における記載の一部は、代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。代理人契約、英文目論見書（これには最終条件書の様式を含む。）および本社債の最終条件書の写しは、当該「社債の要項の概要、3. 支払」に所定の主支払代理人の本店および支払代理人において入手することができる。

本社債権者および利札所持人は、2019年7月5日頃に発行会社により発行された改訂書換約款（Deed of Covenant）を享受する権利を有する。約款の原本は、ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌビイ（以下「ユーロクリア」という。）およびルクセンブルクのクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）を代表して共通預託機関により保管されている。

（注6）本社債につき、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

発行会社により発行される非劣後長期社債について上記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）より「Aa3」、S&P グローバル・レーティング（以下「S&P」という。）より「A+」の格付がそれぞれ付与されている。これらの格付は直ちに上記に記載のプログラムに基づき発行される個別の社債に適用されるものではない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびS&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100%	申込期間	2019年11月20日から 2019年12月19日まで
申込単位	10,000,000 インドネシアルピア	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店 および各支店(注1)	受渡期日	2019年12月23日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	該当事項なし	売出しの委託契約の内容	該当事項なし

（注1）本社債の申込および払込は、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

（注2）本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、規則（EU）1286/2014（以下「PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがってEEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。ここに「リテール投資家」とは、(i)指令2014/65/EU（その後の改正を含み、以下「第2次金融商品市場指令」という。）第4(1)条第11号において定義されるリテール顧客、(ii)指令2002/92/EC（その後の改正または更新を含む。）にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないも

のまたは(iii)規則(EU)2017/1129(その後の改正または更新を含む。)において定義される適格投資家ではない者のいずれか(またはこれらの複数)に該当する者をいう。

3【売出社債に関するその他の条件等】

売出社債に関するリスク要因

本社債への投資のリターンは、日本円／インドネシアルピア間の為替レートの動向等により影響を受ける。かかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価しうる経験豊富な投資家のみが、本社債の投資に適している。本社債への投資を予定する投資家は、本社債へ投資することが適当か否か判断する際に、主に以下のリスク要因を検討するべきである。

価格変動リスク

本社債の市場価格は、金利の動向およびその水準の変化ならびに金利の変動性(ボラティリティ)によって変動する。このため、本社債を途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

為替変動リスク

本社債の利息の支払は、インドネシアルピアによる固定利息の利息額をインドネシアルピア／円為替参照レートで換算した円貨額でなされ、また本社債の元本の支払は、インドネシアルピア額をインドネシアルピア／円為替参照レートで換算した円貨額でなされる。したがって、利払期日または満期前の各本社債の価値は、インドネシアルピアの金利や日本円／インドネシアルピア間の為替レートの変動を受けて、変動することがある。

期限前償還による再運用リスク

本社債は、満期償還日より前に期限前償還されることがある。この場合、期限前償還された金額を再運用するときの利回りが、仮に本社債が存続した場合の利回りを下回ることがある。

信用リスク

本社債には発行会社の信用状況の変化によるリスクがある。信用状況の変化は発行会社の経営状況もしくは財務状況の変化によって、またはこれに対する外部評価の変化によって、生じる。これにより、利払いまたは償還が当初の約束どおり行われない可能性があり、当初の投資元本に欠損が生じるおそれがある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却(購入)しようとするとき、需要(供給)がないため、有価証券を希望する時期または価格で売却(購入)することが困難となるリスクである。そのため、本社債も売却希

望時に直ちに売却換金することが困難な場合がある。万一途中売却される場合、発行会社の信用力または知名度や市場環境等によって売却価格が投資元本を下回ることがある。

カントリーリスク

本社債が発行される国や発行通貨の主権国の政治情勢、経済情勢または社会情勢の混乱等により、本社債の元利金の円貨への交換や送金ができない場合または本社債の売買が制限される場合がある。

税務上の取扱い

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。下記「課税上の取扱い、(2)日本国の租税」を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計顧問または税務顧問に相談する必要がある。

潜在的利益相反

計算代理人であるビー・エヌ・ピー・パリバは、本社債の発行会社である。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。ビー・エヌ・ピー・パリバは、計算代理人としての職務を忠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こりうることに留意する必要がある。

社債の要項の概要

1. 利息

(a) 各本社債は、2019年12月23日（同日を含む。）から2024年12月23日（同日を含まない。）までの期間につきその額面金額に対し年6.32パーセントの利率による利息が発生し、額面金額10,000,000インドネシアルピアの各本社債につき、毎年6月23日および12月23日（以下「利払期日」という。）にそれぞれ以下の算式に従って計算代理人により決定される円貨額（ただし、1円未満は四捨五入する。）が支払われる。

$$316,000 \times \text{インドネシアルピア} / \text{円為替参照レート}$$

「インドネシアルピア／円為替参照レート」とは、各為替参照レート決定日において、以下の算式に従って計算代理人により決定される1インドネシアルピアあたりの円貨額として表示されるインドネシアルピア／円為替レート（ただし、小数点第6位を四捨五入する。）をいう。

$$\text{米ドル} / \text{円参照レート} \div \text{米ドル} / \text{インドネシアルピア参照レート}$$

「為替参照レート決定日」とは、利払期日または満期償還日の5営業日前の日をいう。ただし、本社債が満期償還日前に償還されることとなり、かつ当該償還日が利払期日でない場合には、かかる期限前

償還のために定められた日（同日を含まない。）に終了する期間に係る為替参照レート決定日は、かかる期限前償還のために定められた日の5営業日前の日とする。

「営業日」とは、ロンドン、東京、ジャカルタおよびシンガポールにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業しており、かつ欧州自動即時グロス決済システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System）（以下「TARGET2 システム」という。）が稼動している日をいう。

「計算代理人」とは、ビー・エヌ・ピー・パリバをいう。

「米ドル／円参照レート」とは、各為替参照レート決定日の正午（東京時間）に発表されるブルームバーグのページ「BFIX」（または同レート表示に関するその承継ページ）に掲載される1米ドルあたりの円貨額として表示される米ドル／円為替レートの仲値をいう。かかるレートが掲載されない場合または表示されたレートが実勢を反映していないと計算代理人が合理的に決定した場合には、計算代理人が、誠実かつ商業的に合理的な方法により、これを決定するものとする。

「米ドル／インドネシアルピア参照レート」とは、インドネシア中央銀行により毎日公示され、各為替参照レート決定日の午前10時（ジャカルタ時間）頃に発表されるロイタースクリーンページ「JISDOR」（または同レート表示に関するその代替もしくは承継ページ）に掲載される1米ドルあたりのインドネシアルピア額として表示される、2ジャカルタ営業日（以下に定義される。）後の決済のための米ドル／インドネシアルピア為替レートをいう。かかるレートが掲載されない場合または表示されたレートが実勢を反映していないと計算代理人が合理的に決定した場合には、計算代理人が、誠実かつ商業的に合理的な方法により、これを決定するものとする。

「ジャカルタ営業日」とは、ジャカルタにおいて商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業している日をいう。

なお、利払期日が営業日でない場合には、当該利払期日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。なお、いかなる場合にも当該利払期日に支払われるべき利息の額について調整は行われない。

(b) 利息は、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1ヶ月に満たない期間は、同基準によって計算される実際に経過した日数によるものとする。ただし、1インドネシアルピア未満は四捨五入する。

(c) 利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。ただし、元本の支払が不当に留保または拒否された場合はこの限りでないものとし、かかる場合には、(i) 当該本社債に対して支払われるべき全額および／または交付されるべき資産が当該本社債の所持人またはその代理人により受領された日、ならびに(ii) 主支払代理人または当該資産を本社債権者に対し交付するために発行会社により任命された代理人が当該本社債の所持人に対し（本要項第10項に従い、または個別に）当該本社債に関して支払われるべき全額および／も

しくは交付されるべき資産の受領を通知した日のいずれか早く到来した日まで（判決の前後を問わず）償還時に適用される利率による利息が引き続き発生する。

2. 償還および買入れ

（a）満期償還

本書に記載の条件により満期償還日前に償還または買入消却されない限り、本社債は、以下の算式に従って計算代理人により決定された円貨額（ただし、1 円未満は四捨五入する。）で満期償還日に償還される。

$$10,000,000 \times \text{満期償還インドネシアルピア／円為替参照レート}$$

「満期償還インドネシアルピア／円為替参照レート」とは、満期償還日の直前の為替参照レート決定日に決定されるインドネシアルピア／円為替参照レートをいう。

「満期償還日」とは、2024 年 12 月 23 日をいい、当該日が営業日でない場合には、当該満期償還日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。

（b）税務上の理由による償還

（A）発行会社がフランスまたはその当局もしくはその領域内の法律もしくは規則の変更または公的解釈もしくは適用の変更の結果、本要項第 5 項に定める追加額を支払うことを要求される場合は、発行会社は、その選択により、（本要項第 10 項に従い）本社債権者に対し 30 日以上 45 日前までに通知することにより（ただし、この通知は取消不能とする。）、期限前償還金額（以下に定義される。）に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還することができる。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が当該税金を源泉徴収することなく支払を行うことのできる直近の日よりも前であってはならない。

（B）本要項第 5 項に定める発行会社による追加額支払の約束にかかわらず、本社債に関する支払期日において、フランス法により発行会社がかかる支払を行うことが許容されない場合には、発行会社は、主支払代理人に事前に通知し、また、（本要項第 10 項に従い）本社債権者に対し 7 日以上 45 日前までに通知することにより、期限前償還金額に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還することができる。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が本社債に関して支払われるべき額の全額を支払うことができる直近の日よりも前であってはならず、また、かかる直近の日が既に経過している場合には、その日より後のできる限り早い日でなければならない。

（c）期限前償還

上記（b）、下記（f）および本要項第 6 項において、各本社債は、計算代理人が本社債の公正市場価格から関連費用を控除して決定する金額（以下「期限前償還金額」という。）に償還の日として定められた日または（場合により）本社債が支払われるべきものとなった日（いずれも同日を含まない。）までの利息を付して償還されるものとする。

1 年未満の期間につきこのような計算が行われる場合には、毎月 30 日の 12 ヶ月で構成される 1 年 360 日を基準として計算されるものとし、1 ヶ月に満たない期間は、実際に経過した日数によるものとする。

(d) 買入れ

発行会社は、いつでも、公開市場またはその他においていかなる価格にても本社債（ならびにそれに付された期日未到来の利札）を買入れることができる。

発行会社は、買入れた本社債を、適用ある法律および規則に従い保有および再販売するか、または消却することができる。

(e) 消却

償還されたすべての本社債または消却することを前提に発行会社により買入れられたすべての本社債（および確定社債券の場合は、それとともに呈示されたすべての期日未到来の利札）は直ちに消却されるものとし、その後は再発行または再販売されないものとする。

(f) アドミニストレーター・ベンチマーク事由による償還および調整

アドミニストレーター・ベンチマーク事由が発生した場合、発行会社は、その選択により、以下のいずれかの措置をとることができる。

(i) かかる事由または状況に対処するために適切であると発行会社が判断する本要項の条項の調整を行うよう計算代理人に対して指示する。かかる調整は、(ア)1 つもしくは複数の条項の変更により行われるかまたは 1 日もしくは数日にわたって行われ、(イ)本社債に関するヘッジ取引に係る関連する事由または状況に関する調整を参照して決定され、(ウ)代替のベンチマークの選択、ならびに（該当する場合）かかる代替のベンチマークに関するエクスポージャーによる発行会社の増加費用の反映等のための本要項の条項の調整および代替のベンチマークが複数の場合のベンチマーク間のエクスポージャーの配分規定の制定を含むことがある。

(ii) 本要項第 10 項に従い、本社債権者に対し 10 日以上 30 日前までに通知することにより（ただし、この通知は取消不能とする。）、かかる通知期間の経過をもって、期限前償還金額に償還の日として定められた日または（場合により）かかる本社債が支払われるべきものとなった日（いずれも同日を含まない。）までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還する。

疑義を避けるため、上記は、本要項の他の条項に影響を及ぼすことなく追加されるものである。(i) 他の条項によればアドミニストレーター・ベンチマーク事由の対象となる事由もしくは事象に関連して他の結果が適用され得る場合、または(ii)他の条項が本項(f)の条項と矛盾する場合には、発行会社は、その単独の絶対的な裁量により、いずれの条項が適用されるかを決定するものとする。

本項(f)において、以下の用語は以下の意味を有するものとする。

「アドミニストレーター・ベンチマーク事由」とは、計算代理人により決定される以下のいずれかの事由をいう。

(x) ベンチマーク修正・中止事由が発生することまたは発生する予定であること。

(y) 当該ベンチマークもしくは当該ベンチマークのアドミニストレーターもしくはスポンサーに関する許可、登録、認証、承認、同等の決定、認可もしくは公的登録簿への登録が得られないかもしくは得られる予定がなく、または管轄権を有する関連当局またはその他の関連する公的組織によりこれらが却下、拒絶、停止もしくは撤回されるかもしくは却下、拒絶、停止もしくは撤回される予定であり、その結果、発行会社、主支払代理人もしくは計算代理人またはその他の法人が、本社債に関するそれぞれの義務を履行するために適用ある法律または規則に基づき当該ベンチマークを使用することができなくなることまたはできなくなる予定であること。

(z) 適用ある許認可における制約または許認可の取得もしくは維持に係る費用が増加した結果（発行会社、計算代理人もしくは主支払代理人またはその他の法人が、本社債を発行するかまたは本社債に関する義務を履行するために有効な許認可を保有することを要求される場合において、何らかの理由でかかる許認可が取得もしくは更新されないかもしくは取消されるか、またはかかる許認可の取得もしくは更新にかかる費用に大幅な変更があった場合を含むが、これらに限られない。）、発行会社、主支払代理人もしくは計算代理人にとって、本社債に関する当該ベンチマークの使用を継続することが商業的に合理的ではなくなること、または発行会社もしくは計算代理人の費用が増加するもしくは増加する予定であること。

「ベンチマーク」とは、BMR においてベンチマークとして定義されている数値、価値、水準またはレートであって、本社債に基づき支払われもしくは交付される金額または本社債の価値の全部もしくは一部がかかる数値、価値、水準またはレートを参照して決定されるものとして計算代理人により決定される数値、価値、水準またはレートをいう。

「ベンチマーク修正・中止事由」とは、ベンチマークに関して以下のいずれかの事由が発生したかまたは発生する予定であることをいう。

- (i) 当該ベンチマークに重大な変更がなされること。
- (ii) 当該ベンチマークの提供が、永久または無期限に停止または中止されること。

「BMR」とは、欧州連合ベンチマーク規制（規則（EU）2016/1011、その後の改正を含む。）をいう。

3. 支払

確定社債券に関する元本および（もしあれば）利息の支払は（以下の規定に従い）当該本社債券または（場合により）利札の支払代理人の所定の事務所への呈示または提出に対して行われるものとする。本社債に関するすべての利息および元本の支払は、米国（本要項において、この用語はアメリカ合衆国（州およびコロンビア地区およびその領地）を意味する。）外における当該本社債または利札の呈示または提出に対してのみ行われる。本社債に関する支払は、米国内の住所への郵便または米国内の所持人の維持する口座への送金の方法では行われない。

確定社債券に関する支払は（以下の規定に従い）所持人を受取人とする指定通貨の小切手、または所持人の選択により、および主支払代理人への 15 日前の通知により、支払受領者が指定通貨の国の主要金融センターにおける銀行に保有する指定通貨の口座への送金により行われる。

元本、利息等の支払をなすべき日の 2 営業日前に、当該日における指定通貨での支払を違法または不可能とする事由が生じていると計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定した場合には、発行会社は、本社債権者に対し可能な限り速やかに通知した上で、指定通貨による支払の延期または米ドルでの支払を行う。

包括社債券により表章される本社債に関する元本および（もしあれば）利息の支払は、上記に特定した方法、およびその他当該包括社債券に特定される方法にて、当該包括社債券の米国外の支払代理人の所定の事務所への呈示または（場合により）提出に対して行われる。当該包括社債券に対してなされた各支払の元本の支払と利息の支払を区別した記録は、支払のために当該包括社債券の呈示を受けた支払代理人により、当該包括社債券に対して記録され、その記録は当該支払がなされたことの一応の証拠となるものとする。

該当する包括社債券の所持人は、その包括社債券により表章される本社債に関して支払を受領する権利を有する唯一の者であり、発行会社は、当該包括社債券の所持人またはその指定する者への支払により、支払われた各金額につき支払義務を免れる。本社債の特定の額面金額の所持人として、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿に記載されている者は、それぞれの場合に応じ、発行会社から当該包括社債券の所持人またはその指定する者に対し支払われた各支払の各自の割当分について、専らユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ請求しなければならない。当該包括社債券の所持人以外のいかなる者も、その包括社債券に対して行われるべき支払に関して発行会社に対しいかなる請求権も有しないものとする。

確定社債券に関する支払のためには、確定社債券とともにそれに付されたすべての期日未到来の利札を呈示しなければならない、かかる呈示がなされない場合には、呈示されなかった期日未到来の利札に係る利息の総額（一部の支払しかなされない場合には、呈示されなかった期日未到来の利札に係る利息の総額に、一部の支払がなされた金額が本来支払われるべきであった金額に占める割合を乗じた金額）が控除される。かかる控除額は、当該支払に関する関連日（本要項第 5 項(b)に定義される。）から 10 年間は本要項第 7 項に基づき当該利札が無効になっているか否かにかかわらず、または（それより遅い場合は）当該利札の支払期日から 5 年間は、呈示されなかった利札の呈示に対して上記の方法で支払われる。

いずれかの本社債券または利札に関する金員の支払期日が、支払日でない場合は、これらの所持人はその直後の支払日まで、支払われるべき金員の支払を受ける権利を有しないものとし、その遅延に関してはいかなる利息その他の金員の支払を受ける権利も有しないものとする。

本要項において、「支払日」とは、該当する呈示の場所ならびにロンドン、東京、ジャカルタおよびシンガポールにおいて、（本要項第 7 項に従うことを条件として）商業銀行および外国為替市場が支払の決

済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業しており、かつ TARGET2 システムが稼動している日を意味する。

当初の主支払代理人およびその他の当初の支払代理人の名称およびこれらの所定事務所は以下に記載するとおりである。

主支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店

(BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch)

ルクセンブルク、ルクセンブルク市 1855、J・F・ケネディ通り 60

(60, avenue J.F. Kennedy, 1855 Luxembourg, Luxembourg)

その他の支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ

(BNP Paribas Securities Services)

フランス、パンタン 93500、ジェネラル・コンパン通り 3 番地、5 番地、7 番地

(3,5,7, rue du Général Compans, 93500 Pantin, France)

発行会社は、支払代理人のいずれも随時変更または解任し、追加のまたは別の支払代理人を任命し、および／またはいずれかの支払代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有するものとするが、以下を条件とする。

(i) 常に主支払代理人および登録機関が存在すること。

(ii) 発行会社の属する法域以外のヨーロッパ大陸内の法域に常に支払代理人が存在すること。

いかなる変更、解任、任命または所定の事務所の変更も 30 日以上 45 日以内の事前通知が本要項第 10 項に従い本社債権者に対して行われた後にのみ効力を生ずるものとする（ただし、支払不能の場合を除くものとし、その場合は直ちに効力を生ずる。）。

本社債に関する支払は、常に(i)支払場所において適用される（本要項第 5 項の規定に影響しない）財務またはその他の法律および規則、(ii)1986 年米国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第 871 条(m)に従い要求される源泉徴収または控除ならびに(iii)内国歳入法第 1471 条(b)に記載の契約に従い要求されるか、または内国歳入法第 1471 条から第 1474 条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する（本要項第 5 項の規定に影響しない）法律に従って課される源泉徴収または控除に従うものとする。

米国の有価証券または米国の有価証券を含む指数を参照する本社債に関する支払は、70 パーセントの割合で再投資される米国の有価証券に係る配当を参照して計算することができる。かかる場合には、支払金額の計算において、かかる米国の有価証券に関する配当同等物（内国歳入法第 871 条(m)において定義される。）の 30 パーセントについて、発行会社が源泉徴収し、本社債権者が受領したとみなすことができるものとする。発行会社は、源泉徴収したものとみなされた第 871 条(m)の金額について、本社債権者に対していかなる金額も支払わない。

4. 本社債の地位

本社債は上位優先債務であり、本社債および（該当する場合は）関連する利払は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ上位の債務であり、現在および将来も常に以下の優先順位となる。

- (a) 相互間で、また他の上位優先債務との間において、同順位である。
- (b) 非上位優先債務に優先する。
- (c) 他の例外的に優先権を与えられる現在および将来の請求権に係る債務に劣後する。

適用ある法律に従い、発行会社の任意清算もしくは裁判上の清算 (*liquidation amiable ou liquidation judiciaire*)、破産手続または発行会社に影響を及ぼすその他の類似の手続が行われた場合、本社債に基づく本社債権者の支払を受ける権利に係る債務は、(i)他の例外的に優先権を与えられる現在および将来の請求権に係る債務に劣後し、また、(ii)非上位優先債務に優先する。

「上位優先債務」とは、フランス通貨金融法典の L. 613-30-3-I-3 条に記載される債務の範囲に含まれるかまたは含まれるものと表示される発行会社のすべての優先債務（本社債を含む。）または発行会社により発行されるその他の証券をいう。

「非上位優先債務」とは、フランス通貨金融法典の L. 613-30-3-I-4 条に記載される債務の範囲に含まれるかまたは含まれるものと表示される発行会社のすべての優先 (*chirographaires*) 債務（非上位優先社債を含む。）または発行会社により発行されるその他の証券をいう。

5. 課税

(a) 源泉徴収税

発行会社またはその代理人により行われる本社債または利払に関する元本、利息およびその他の収益の支払は、フランスもしくは課税権限を有するその行政区域もしくは当局によりまたはこれらのために課され、徴収され、回収され、源泉徴収されまたは請求されることのある一切の租税、賦課金または公租公課を控除または源泉徴収することなく行われるものとする。ただし、かかる控除または源泉徴収が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

(b) 追加額

課税管轄によりまたは課税管轄のために何らかの控除または源泉徴収を行うことが要求される場合、発行会社は、法律により許容される限りにおいて、かかる源泉徴収または控除が要求されなかったならば本来本社債権者または（場合により）利払所持人が受領したであろう金額を受領することができるよ

う必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は、以下の支払に関して呈示された本社債または（場合により）利札に関しては支払われないものとする。

（i）その他の関連性がある場合

本社債または利札を所持しているという理由のみ以外に、課税管轄と何らかの関連があるとの理由で当該本社債または利札に関して公租公課を支払うべきである本社債権者もしくは（場合により）利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

（ii）関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合

関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合。ただし、本社債権者または（場合により）利札所持人が関連日から 30 日目の日（かかる 30 日目の日が支払日であった場合）に本社債または利札を呈示すれば追加額の支払を受ける権利を有していたであろう場合は、この限りではない。

本項において、「課税管轄」とは、フランスまたは課税権限を有するその行政区域もしくは当局をいう。

本項において、本社債または利札に関する「関連日」とは、当該本社債または利札に関して、最初に支払期日の到来した日もしくは（支払われるべき金員が不当に留保もしくは拒否された場合）未払金額の全額が支払われた日、または社債券の発行された本社債の場合（他の日より早く到来する場合には）本社債権者に対し、本要項に従い本社債または利札が支払のためにさらに呈示された場合にはかかる支払がなされる旨（ただし、かかる支払が実際に行われた場合に限る。）が正式に通知された日から 7 日を経過した日をいう。

本要項における元本および／または利息への言及は、本項に基づき支払われる追加額への言及を含むとみなされる。

（c）フランスの非居住者である証明書

各本社債権者は、適用あるフランス税法の規定に従って、（支払代理人の所定の事務所で入手可能な様式によるまたはフランスの税務当局が随時指定するその他の様式による）フランスの非居住者である旨の証明書を提出するものとする。

6. 債務不履行事由

本社債権者は、以下の事由が生じた場合（以下「債務不履行事由」という。）には、発行会社および主支払代理人に対し、本社債は、その期限前償還金額にて直ちに支払われるべき旨書面にて通知することができる。

（a）発行会社が、本社債またはその一部に関して支払うべき金員を支払期日に支払わず、当該支払期日から 30 日を経過してもなおその支払が行われない場合。

（b）発行会社が、本社債に基づくその他の義務を履行または遵守せず、本社債権者がかかる不履行につき主支払代理人に対して通知した後 45 日経過してもなおかかる不履行が治癒されない場合。

(c) 発行会社が、支払を停止し、もしくは発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) もしくはその事業の全部の譲渡 (*cession totale de l'entreprise*) を命じる判決が下された場合、もしくは発行会社が同様の手続の対象となった場合、法的手続をとることなく発行会社とその債権者のための移転、譲渡もしくはその他の取決めを行ったり、債権者との和議手続を行った場合、または発行会社により清算もしくは解散の決議がなされた場合。ただし、かかる手続が合併その他の組織再編成に関連して行われ、これにより発行会社のすべての資産が発行会社の活動を承継する別の法人に譲渡され、発行会社のすべての債務および負債（本社債を含む。）が当該法人によって引受けられる場合を除く。

7. 時効

本社債に関する元本の支払に係る請求は、その支払期日より 10 年を経過した時に時効により無効となり、（もしあれば）本社債に関する利息の支払に係る請求は、その支払期日より 5 年を経過した時に時効により無効となるものとする。

8. 本社債券および利札の代り券の発行

本社債券（包括社債券を含む。）または利札が毀損、摩損、盗難、破損もしくは紛失した場合、代り券の発行に関連して発生する費用をその請求者が支払ったときは、発行会社が要求する証拠および補償の条件に従い、主支払代理人の所定の事務所にて代り券を発行することができる。毀損または摩損した本社債券または利札については代り券が発行される前に提出することを要する。本社債券または利札の消却および代り券の発行は、適用ある法律により要求される手続を遵守して行われるものとする。

9. 追加発行

発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、随時、本社債と同一の条件を有するか、または発行日、発行価格、最初の利息の金額および支払日ならびに／もしくは利息が発生する日を除くすべての点において同一の条件を有し、本社債と統合されて単一のシリーズを構成する社債を追加して発行することができるものとする。フランス法の下で、これらの追加社債は、その追加社債の条件として定められた場合、本社債と統合 (*assimilables*) されるものとする。

10. 公告

(a) 本社債に関するすべての公告は、(i) ヨーロッパにて一般に発行されている主要な英字の日刊新聞（ファイナンシャル・タイムズであることが予定されている。）において一度掲載された場合に、または(ii) 金融市場機関の一般規則第 221-3 条および第 221-4 条に従って掲載された場合に、有効となる。当該公告は、その掲載日に行われたものとみなされ、または複数回もしくは異なる期日に掲載された場合は、その最初の掲載日に行われたものとみなされる。利札所持人は、すべての目的で、本要項に従い本シリーズの本社債権者に対して行われた公告の内容を通知されたものとみなされる。

(b) 確定社債券が発行される時までは、本シリーズのすべての包括社債券（上場の有無を問わない。）の全部がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管されている限り、当該シリーズに関してのみ、上記(a)に記載する公告に代えて、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセ

ンブルクに対し、これらが本社債権者に対して連絡するよう通知を交付することができる。これらの通知は、当該通知がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付された日の2日後に本社債権者に対して行われたものとみなされる。

(c) いずれの本社債権者による通知も、関連する本社債券とともに、書面による通知を主支払代理人に預託することにより行われるものとする。本社債が包括社債券により表章されている間は、本社債権者による通知は、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて主支払代理人に対し、主支払代理人およびユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクが承認する方法によって行われるものとする。

(d) (通知の方法を問わず) 本社債権者に対するすべての通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対しても書面にて交付されるものとする。

11. 社債権者集会、変更および放棄

代理人契約には、本社債、利札または代理人契約の条項を変更する特別決議による承認を含めて、本社債権者の利益に影響する事項を考慮するための社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者集会は、発行会社または本社債の未償還額面総額の5パーセント以上を保有する本社債権者により招集することができる。社債権者集会において特別決議を可決するための定足数は、本社債の未償還額面総額の50パーセント以上を所持または代表する1名以上の者、またはその延会においては額面総額の割合を問わずそのように所持または代表する1名以上の者であるものとする。ただし、本社債または利札の条項の変更(本社債の満期償還日もしくは利払期日、本社債に関して支払われるべき元本額もしくは利息の利率の引下げもしくは消却、または本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。)がその議題に含まれる会議においては、特別決議の可決に必要な定足数は、本社債の未償還額面総額の3分の2、またはその延会においては3分の1を所持または代表する1名以上の者であるものとする。代理人契約には、(i)代理人契約に従い適式に招集され開催された社債権者集会において、4分の3以上の多数により可決された決議、(ii)本社債のその時点での未償還額面総額の90パーセント以上を保有する者によりもしくはかかる者のために署名された書面による決議、または(iii)本社債のその時点での未償還額面総額の4分の3以上を保有する者によりもしくはかかる者のために決済システムを通じて付与される電子的承認(主支払代理人の満足する様式による。)の方法による承認は、いずれの場合も本社債権者による特別決議として効力を有すると規定されている。本社債権者によって可決された特別決議は、社債権者集会に出席したかどうかまたは議決権を行使したかどうかを問わず、すべての本社債権者および利札所持人を拘束するものとする。また、特別決議は、本社債の額面総額の90パーセント以上を保有する本社債権者により署名された場合には、書面により可決することができるものとする。

主支払代理人および発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、以下の事項につき合意することができる。

(a) 本社債権者の利益を著しく侵害しないものである本社債、利札または代理人契約の変更。

(b) 形式的、軽微もしくは技術的性格であるか、瑕疵のある規定を是正、訂正もしくは補足するか、明白な誤謬もしくは疑う余地のない誤謬を是正、訂正もしくは補足するために行う、または発行会社が設立された法域における法律の強行規定を遵守するための本社債、利札または代理人契約の変更。

これらの変更は、本社債権者および利札所持人に対し拘束力を有するものであり、これらの変更は、その後実施可能な限り速やかに、本要項第 10 項に従って本社債権者に対して通知されるものとする。

疑義を避けるため、本項は、本要項第 2 項(b)および本要項第 2 項(f)の規定に服するものとする。

12. 代理人

代理人契約に基づく行為において、代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札所持人に対しいかなる義務をも負わず、またはこれらとの代理もしくは信託関係も引き受けるものではない。ただし、（発行会社が本社債権者および利札所持人に対して本社債またはそれに対する利息の支払を行う義務に影響することなく）本要項第 7 項に基づく時効の期間の満了まで、主支払代理人により本社債の元本もしくはそれに対する利息の支払のために受領された資金を主支払代理人が本社債権者および／または利札所持人のために信託として保管することを除く。発行会社は、代理人契約に基づき発行会社に対して課される義務を履行し遵守することに合意する。代理人契約には、支払代理人の補償および一定の状況における責任の免除に関する条項が含まれ、これらのいずれも、発行会社およびその子会社と取引を行う権利を有し、本社債権者または利札所持人に対してかかる取引の結果生ずる利益につき説明する責任を負うものではない。

13. 1999 年契約（第三者の権利）法

本社債は、本社債の条項を執行するための 1999 年契約（第三者の権利）法に基づくいかなる権利も付与するものではないが、これは同法とは別に存在しまたは行使可能な第三者の権利または救済には影響するものではない。

14. 準拠法および管轄裁判所

(a) 準拠法

代理人契約、約款、本社債および利札ならびに代理人契約、約款、本社債よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(b) 管轄裁判所

本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して（直接的または間接的に）生じるすべての紛争（本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務に関する紛争を含む。）（以下「紛争」という。）の解決には英国の裁判所が専属的管轄権を有し、発行会社は英国の裁判所の専属的管轄権を受け入れるものとし、各本社債権者は（本社債の取得により）英国の裁判所の専属的管轄権を受け入れたものとみなされる。本項において、発行会社は、紛争が不都合または不適切な裁判所に提起されたとの英国の裁判所に対する主張を放棄し、各本社債権者は（本社債の取得により）かかる主張を放棄したものとみなされる。

(c) 送達代理人の任命

発行会社は、送達代理人として、現在ロンドン市 NW1 6AA、ヘアウッド・アヴェニュー10 (10 Harewood Avenue, London NW1 6AA) に所在するビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店 (BNP Paribas, London branch) (Loan Administration Department 気付) を任命し、またビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店が代理人でなくなった場合、または英国における登録を喪失した場合には、いかなる訴訟手続に関しても英国における送達代理人として別の者を任命し、本要項第 10 項に従い直ちに本社債権者に対して通知することを約束する。本項の内容は、法律により許容される他のいかなる方法による送達手続の権利にも影響を及ぼさないものとする。

15. 包括社債券

本社債は、当初は無記名式包括仮社債券（以下「無記名式包括仮社債券」という。）の様式にて発行され、それはユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関に対し、本社債の当初発行日と同日またはそれ以前に交付されるものである。本社債が無記名式包括仮社債券により表章されている間は、交換日（以下に定義される。）以前に行われるべき元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、当該社債券における利益の実質的所有者が米国人でないまたは米国人に対する売却のために本社債を買入れた者でない旨の証明書（規定される様式に従う。）が、米国財務省規則に基づき、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付されており、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクが、（受領した当該証明書に基づく）類似証明書を主支払代理人に対して交付している場合に限り、無記名式包括仮社債券の呈示に対して行われる。

無記名式包括仮社債券が発行された後 40 日目以降の日（以下「交換日」という。）に、その無記名式包括仮社債券の利益は、当該社債券に記載されるとおり、請求に応じて、無記名式包括仮社債券における利益の実質的所有者が米国人でない旨の証明書の交付と引換えに無記名式恒久包括社債券（以下「無記名式恒久包括社債券」という。）における利益と交換することができる。

無記名式恒久包括社債券に対する元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、何ら証明書の必要なく無記名式恒久包括社債券の（それぞれの場合に応じ）呈示または提出に対してユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて行われる。

無記名式恒久包括社債券は、交換事由が発生した場合に、（無償にて）全部（一部は不可。）につき、相当する場合は利札を付して、無記名式確定社債券に交換される。ここにおいて、「交換事由」とは(i)債務不履行事由（本要項第 6 項に定義される。）が発生し継続した場合、(ii)ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの双方が連続する 14 日間以上営業を行っていない（法定またはその他の休日による場合を除く。）、または事業を永久に停止する意図を発表しもしくは実際に事業を停止し、かつ、承継する決済制度が利用可能でないとの通知を発行会社が受けた場合、または(iii)無記名式恒久包括社債券により表章される本社債券が確定様式であれば生じなかったような税務上の悪影響を受けた場合を意味する。発行会社は、交換事由が発生した場合は本要項第 10 項に従い速やかに本社債権者に対して通知する

ものとする。交換事由が発生した場合、（当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する）ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクは、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができ、上記(iii)に記載する交換事由の発生の場合は、発行会社もまた、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができる。これらの交換は、主支払代理人が最初の適切な通知を受領した日から 45 日以内に行われるものとする。

無記名式恒久包括社債券が無記名式確定社債券に交換される場合、かかる無記名式確定社債券は、最低指定券面額でのみ発行されるものとする。決済制度に基づき、指定券面額の整数倍でない金額の本社債を保有する本社債権者は、交換日までに、保有する本社債が指定券面額の整数倍となるよう、本社債を購入または売却する必要性が生じる可能性がある。

本社債券のいずれかがユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管される無記名式の包括社債券により表章される限り、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿において、当該本社債券の特定の額面金額の所有者として（この点に関し、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクにより発行される、いずれかの者の口座に保有される当該本社債券の額面金額に関する証明書またはその他の文書は、重大な誤謬がない限り、すべての目的のために最終的かつ拘束力を有するものとする。）記帳されている者（ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを除く。）はそれぞれ、発行会社および代理人により、当該本社債券の額面金額に対する元本または利息の支払に関するものを除くすべての目的で当該本社債券のその額面金額の所有者として取り扱われるものとする。元本または利息の支払に関しては、当該包括社債券の所持人が、発行会社およびいずれの代理人によっても、当該包括社債券の条件に従って、当該本社債券の額面金額の所有者として取り扱われるものとする。

包括社債券により表章される本社債は、ユーロクリアおよび／もしくはクリアストリーム・ルクセンブルクまたは発行会社もしくは主支払代理人により承認されたその他の決済制度の規則および手続に従ってのみ移転することができる。

16. 様式、券面額、権原および移転

本社債は、各本社債の額面 10,000,000 インドネシアルピアの無記名式で発行され、確定社債券が発行される場合には、連続番号が付される。かかる確定社債券は、利札が付されて発行される。ただし、確定社債券は、本要項第 15 項に記載のとおり一定の場合を除き発行されない。

以下に定める条件に従い、本社債および利札の権原は引渡しにより移転する。各利札の所持人は、その利札が本社債券に添付されているかどうかを問わず、その所持人の権能として、当該本社債券に含まれるすべての条項に従うものとし、それらに拘束されるものとする。発行会社および代理人は、適用ある法律により許容される限りにおいて、いかなる本社債券または利札の所持人をも（それらの本社債券または利札の支払期限が過ぎたか否かに関わらず、また本社債券面上への所有権等に関する記載、以前の本社債券

の損失または盗難の通知に関わらず) すべての目的のためにその最終的所有者として取り扱うことができる。

17. ベイルインおよび損失吸収の認識

(a) 承認

本社債を取得することにより、本社債権者（本項において、現在または将来における本社債の実質的保有者を含む。）は、以下の事項について承認、受諾、承諾および合意するものとする。

(A) 関連破綻処理当局（以下に定義される。）によるベイルイン・損失吸収権限（以下に定義される。）

の行使による影響に拘束されること。それにより、以下のうち1つまたは複合的な影響または結果が生じることがある。

(i) 支払額（以下に定義される。）の全部または一部の減額。

(ii) 本社債の条件の修正、改正または変更を含む、支払額の全部または一部の発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券または債務への転換（およびかかる株式、有価証券または債務の本社債権者に対する発行）。この場合において、本社債権者は、本社債に基づく権利に代えて、かかる発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券または債務を受け入れることに合意する。

(iii) 本社債の消却。

(iv) 本社債の償還期限の修正もしくは変更または本社債に関して支払われる利息の金額もしくは支払日の修正（支払を一定期間停止することを含む。）。

(B) 本社債の条件は、関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使の対象であり、その効力を生じさせるために必要な場合には変更される可能性がある。

本要項において、「支払額」とは、その時点までに消却その他により支払義務が消滅していない本社債の償還時に支払われる金額および発生したが未払の利息をいう。

(b) ベイルイン・損失吸収権限

本要項において、「ベイルイン・損失吸収権限」とは、以下のいずれかをいう。

(i) 金融機関および投資会社の再生および破綻処理制度に関する枠組を設定する2014年5月15日付の欧州議会および欧州連合理事会の指令2014/59/EU（以下「銀行再生および破綻処理指令」または「BRRD」といい、随時改定される。）の置き換えに関するフランスにおいて有効な法律、規制、規則もしくは要件(2015年8月20日付政令2015-1024(*Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière*))（その後の改正を含み、以下「2015年8月20日付政令」という。）に基づき随時存在する権限、

(ii) 単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組において金融機関および投資会社の破綻処理制度に関する統一的な規則および手続を定めるとともに規則(EU) 1093/2010を改正する、2014年7月15日付の欧州議会および欧州連合理事会の規則(EU) 806/2014（その後の改正を含み、以下「単一破綻処理メカニズム規則」という。）を含む。）、または

(iii) その他のフランス法（それぞれ、それらに基づく指示、規則および基準を含む。）に基づく権限であって、破綻処理後のペイルイン・ツールの実行に関連するか否かを問わず、これに従い規制対象企業（またはかかる規制対象企業の関連会社）の債務が減額（一部または全部）、消却、停止、譲渡、変更もしくはその他何らの方法によって修正されるか、または規制対象企業（またはかかる規制対象企業の関連会社）の有価証券がかかる規制対象企業もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくは債務に転換されるもの。

「規制対象企業」とは、2015 年 8 月 20 日付政令により改正されたフランス通貨金融法典 L.613-34 条の第 1 項に規定される企業をいい、金融機関、投資会社およびフランスにおいて設立されたそれらの親会社または持株会社の一部を含むものとする。

「関連破綻処理当局」とは、金融健全性監督・破綻処理機構（*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*）、単一破綻処理メカニズム規則に基づき設立された単一破綻処理委員会、または随時ペイルイン・損失吸収権限を行使することができるかもしくはかかる行使に参加することができるその他の当局（単一破綻処理メカニズム規則第 18 条に基づく活動をする欧州連合理事会および欧州委員会を含む。）をいう。

(c) 利息およびその他の支払額の支払

発行会社に関して関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限が行使された後は、支払額の支払または返済は、当該支払または返済が予定された日において発行会社またはそのグループ内の他の構成員に適用あるフランスおよび欧州連合において効力を有する法令に基づきかかる支払または返済が行われることが許されない限り、支払額の支払期限は到来せず、支払または返済はなされないものとする。

(d) 債務不履行事由の不存在

発行会社に関する関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使に伴う本社債の消却、支払額の減額（一部または全部）、発行会社もしくはその他の者の有価証券もしくは債務への転換、または本社債に関する関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使のいずれも、債務不履行事由またはその他の契約上の義務の不履行とはならず、本社債権者に救済（衡平法上の救済を含む。）を受ける権利を与えるものではなく、かかる救済はここに明示的に放棄されるものとする。

(e) 本社債権者への通知

本社債に関して関連破綻処理当局によりペイルイン・損失吸収権限が行使されたときは、発行会社は、可能な限り速やかに、本要項第 10 項に従って、本社債権者に対し、かかるペイルイン・損失吸収権限の行使について通知するものとする。発行会社は、さらに、情報提供を目的として、かかる通知の写しを主支払代理人に対して交付するものとするが、主支払代理人はかかる通知を本社債権者に送付する義務を負わない。発行会社によるかかる通知の遅延または不履行は、ペイルイン・損失吸収権限の有効性または執行可能性に影響を及ぼすものではなく、上記(a)および(b)に記載された本社債への効果に影響を及ぼすものではない。

(f) 主支払代理人の職務

関連破綻処理当局によりペイルイン・損失吸収権限が行使された場合、発行会社および本社債権者（本社債の実質的保有者を含むものとする。）は、関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使に関して、(ア)主支払代理人は本社債権者からいかなる指示を受ける必要もなく、(イ)代理人契約は主支払代理人に対していかなる職務を課すものでもないことに、ここに合意する。

上記にかかわらず、関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使の完了後に本社債が残存する場合（例えば、ペイルイン権限の行使の結果が本社債の元本の部分的な減額に留まった場合）、代理人契約に基づく主支払代理人の職務は、発行会社および主支払代理人が代理人契約の修正に従い合意する範囲において、かかる完了後にも本社債に関して引き続き適用されるものとする。

(g) 比例按分

支払額の合計額を下回る金額について関連破綻処理当局がペイルイン・損失吸収権限を行使した場合、発行会社または関連破綻処理当局により主支払代理人が別途指示された場合を除き、ペイルイン・損失吸収権限に従い本社債に関して行われる消却、減額または転換は、按分計算で行われるものとする。

(h) 完全条項

本項に記載される事項は、上記の事項に関する完全な合意であり、発行会社および本社債権者との間の他の契約、取決めまたは合意を排除するものである。

課税上の取扱い

(1) フランスの租税

以下は、本社債の保有に関する一定のフランス税効果の概要である。

この概要は、本社債を取得、保有または処分することに関連する可能性のあるフランス税務上の留意事項のすべてを網羅的に記載したものではない。この概要は、本発行登録追補書類の提出日（令和元年11月20日）現在において有効な法令に基づいており、したがって、当該日以降に効力を生じる法令の変更により影響を受ける可能性がある。

源泉徴収税

以下は、発行会社の株式を現在保有していないか、または発行会社とのその他の関係を有しない本社債権者に関連する可能性のある一定の源泉徴収税の留意事項についての概要である。

フランス共和国の2009年第3号改正金融法（*loi de finances rectificative pour 2009 no.3*）（2009年12月30日付2009-1674法）（以下「本法」という。）の導入後、2010年3月1日以後に発行された社債について発行会社によってなされる利息およびその他の収入の支払には、当該支払がフランス国外における、フランス一般租税法第238-0条Aに定められた意味における、フランス一般租税法同第238-0条A第2の2項第2号に定められたもの以外の非協調的な国または属領（*Etat ou territoire non coopératif*）（以下「非協調国」という。）においてなされた場合を除き、

フランス一般租税法第 125 条 AIII に定められる源泉徴収税は課されない。当該社債の当該支払がフランス国外におけるフランス一般租税法同第 238-0 条 A 第 2 の 2 項第 2 号に定められたもの以外の非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法第 125 条 AIII に基づいて 75 パーセントの源泉徴収税が適用される（ただし、一定の例外および適用される二重課税防止条約のより有利な条項の対象となる。）。

さらに、フランス一般租税法第 238 条 A に基づき、当該社債の利息およびその他の収入は、それが非協調国において設立されもしくは住所を有している者に対して支払われもしくは生じた場合または非協調国に設立された金融機関に開設された口座へ支払われた場合、発行会社の課税所得の控除対象とはならない。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息およびその他の収入は、フランス一般租税法第 109 条に基づいてみなし配当とみなされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息およびその他の収入には、フランス一般租税法第 119 条の 2 第 2 項に基づき、(i) 税務上のフランス居住者ではない個人の利益となる支払の場合は 12.8 パーセント、(ii) 税務上のフランス居住者ではない法人の利益となる支払の場合は 30 パーセント（2020 年 1 月 1 日に開始する会計年度から適用されるフランス一般租税法第 219-I 条に記載される一般法人所得税率に合わせて調整される。）または (iii) フランス国外におけるフランス一般租税法同第 238-0 条 A 第 2 の 2 項第 2 号に定められたもの以外の非協調国においてなされる支払の場合は 75 パーセント（ただし、一定の例外および適用される二重課税防止条約のより有利な条項の対象となる。）の源泉徴収税が課される場合がある。

上記にかかわらず、ある社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息またはその他の収入の支払を認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる発行にはフランス一般租税法第 125 条 AIII に定められる 75 パーセントの源泉徴収税の規定および（当該利息およびその他の収入が正当な取引に関するもので、異常または過剰な金額でない限り）フランス一般租税法第 238 条 A に定められる不控除に関する規定のいずれもが適用されないと規定されている（以下「本例外」という。）。フランスの税務公報（*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts*）（BOI-INT-DG-20-50-20140211 no. 550 および 990、BOI-RPPM-RCM-30-10-20-40-20140211 no. 70 および 80 ならびに BOI-IR-DOMIC-10-20-20-60-20150320 no. 10）に基づき、社債が下記のいずれかに該当する場合、発行会社はかかる社債の発行の目的および効果に係る証拠を提示することなく、かかる社債の発行について本例外が適用される。

- (i) フランス通貨金融法典 L. 411-1 条に定められた意味における公募によって勧誘される場合または非協調国以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への募集書類の登録または提出が必要となる勧誘を意味する。

(ii) フランス共和国もしくは外国の規制市場または多国間証券取引システムにおける取引が承認されている場合（ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在しておらず、かかる市場の運営が取引業者もしくは投資サービス業者またはその他類似の外国エンティティによって実行されている場合に限る。（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者またはエンティティが非協調国に所在しない場合に限る。））。

(iii) その発行時において、フランス通貨金融法典 L. 561-2 条に定められた意味における中央預託機関もしくは証券の受渡しのためのシステムの運用機関または 1 以上の類似の外国預託機関もしくは運用機関の提供する業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関または運用機関が非協調国に所在しない場合に限る。））。

本社債は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて決済されるため、適用ある規則に基づく本免除を受けることができ、適用ある規則が将来変更される場合を除き、フランスにおける源泉徴収税および控除に関する規定のいずれも本社債には適用されない。

一定の例外を除き、フランス一般租税法第 125 条 A I に従い、税務上のフランスの居住者 (*domiciliés fiscalement*) である個人が受け取る利息および類似の収入には 12.8 パーセントの源泉徴収税が課され、これはかかる支払がなされた年度に係る個人の所得税額から控除される。一定の例外を除き、社会税（一般社会拠出金、社会保障債務返済拠出金および連帯税）もまた、税務上のフランスの居住者である個人が受け取る利息および類似の収入に対し、一律 17.2 パーセントの源泉徴収税として課される。

(2) 日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務または税務顧問に相談する必要がある。

本社債の利息は、日本国の税法の定めるところにより、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上 20 パーセント (15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税) (2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント (15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税)) の源泉所得税を課される (租税特別措置法第 3 条の 3、地方税法第 71 条の 5 および 6)。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20 パーセント (15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税) (2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント (15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税)) の税率が適用される (租税特別措置法第 8 条の 4、地方税法第 71 条の 5 および 6)。内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上 15 パーセント (2037 年 12 月 31 日までは 15.315 パーセント) の源泉所得税を課される。当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20パーセント（15パーセントの国税と5パーセントの地方税）（2037年12月31日までは20.315パーセント（15.315パーセントの国税と5パーセントの地方税））の税率による申告分離課税の対象となる（租税特別措置法第37条の11第1項、第2項）。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は、当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。

本社債に係る利息および償還差益ならびに本社債の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

発行会社の発行する社債に関するリスク要因

2014年7月2日に、BRRDが施行された。

フランスにおけるBRRDの施行は、2つの主な法律において行われた。まず、銀行業務の分離および規制に関する2013年7月26日付銀行法（*Loi de séparation et de régulation des activités bancaires*）（2014年2月20日付政令（*Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière*）による改正を含む。）（以下「銀行法」という。）がBRRDの施行を前提として制定された。次に、金融関連の事項についてフランス法をEU法に合致させるため、2015年8月20日付政令により、銀行法を改正および補完する個々の規定が導入された。BRRDに含まれる規定の多くは、銀行法に含まれる規定と既に実質的に同じであった。フランスにおいてBRRDの大部分を施行するため、(i)再生計画、(ii)破綻処理計画および(iii)金融機関またはグループの破綻処理の実現可能性の評価基準に関する2015年8月20日付政令の規定を施行するための2015年9月17日付法令2015-1160および2015年9月11日付の3つの指令（*décret et arrêtés*）が、2015年9月20日付で公表された。

BRRDおよびそれを施行する規定が金融機関（発行会社を含む。）に与える影響は現時点では明らかではないが、その現在および将来における施行および発行会社への適用、またはそれに基づく措置は、発行会社の事業活動および財政状態ならびに本社債の価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。

BRRDの目的は、金融危機に早期に対処するための一般的な手法および権限を破綻当局に付与することにより、財務の安定を確保し、（最終手段として利用されるべき）銀行のバйлアウトに際して納税者が負うことになる負担または損失を最小限にとどめることである。BRRDにおいて当局（フランスにおいては、金融健全性監督・破綻処理機構（*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*）（以下「ACPR」という。）ま

たは単一破綻処理委員会（以下「SRB」という。）のいずれかとなる。）に付与される権限は、以下の 3 つのカテゴリー、すなわち(i)潜在的な問題のリスクを最小限にとどめるための準備段階および計画（準備および回避）、(ii)初期段階の問題の場合における、破綻を回避するために早い段階で会社の状況悪化を阻止する権限（早期介入）ならびに(iii)会社の破綻による公益に関する懸念が示された場合における、会社の重要な機能を維持し、納税者の損失を可能な限り抑えながら、秩序立ててその会社を再編または解散するための明確な手法、に分類される。

さらに、単一破綻処理メカニズム規則により、破綻処理の集権化が確立され、各国の破綻処理当局と連携して SRB に権限が委託された。

2014 年 11 月以降、欧州中央銀行（以下「ECB」という。）は、単一監督メカニズム（以下「SSM」という。）に基づき、ユーロ圏加盟国の重要な金融機関の健全性の監督を引き受けてきた。さらに、ユーロ圏内の銀行の破綻処理を確実に一致されたものとするため、単一破綻処理メカニズム（以下「SRM」という。）が導入された。上記のとおり、SRM は SRB により運営される。単一破綻処理メカニズム規則の第 5(1)条に基づき、SRM は、ECB による直接の監督対象である銀行に対する、BRRD に基づき加盟国の破綻処理当局に与えられた責任および権限を付与されている。かかる権限を行使する SRB の能力は、2016 年初めから有効となった。

発行会社は、SSM 規則の第 49(1)条の目的において重要監督対象法人に指定されており、これにより、SSM の関連では ECB の直接の監督下にある。これは、発行会社が、2015 年に施行された SRM の対象でもあることを意味している。単一破綻処理メカニズム規則は、BRRD と同内容であり、SRB に各国の関連破綻処理当局が利用可能なものと同等の権限が認められるよう、その大部分において BRRD を参照している。

BRRD および単一破綻処理メカニズム規則に基づき、破綻処理当局は、金融機関が実質的な破綻状態に陥ったとみなされる場合において、以下のすべてに該当するときは、当該金融機関に対し、破綻処理手続を開始し、破綻処理の手法および権限を行使することができる。

(a) 金融機関が破綻に陥っているかまたは陥る可能性がある場合（詳細については、下記(w)ないし(z)を参照のこと。）。

(b) 私的な措置により破綻を回避できる合理的な見込みがない場合。

(c) 資本性証券に関連する場合を除き、破綻処理措置が必要かつ公益に適う場合。

「実質的な破綻状態」とは、以下のいずれかの状況をいう。

(i) 破綻処理措置が取られる前に破綻処理の条件が満たされているものと決定されたとき。

(ii) 資本性証券に関して破綻処理権限が行使されない限り、金融機関またはグループが破綻すると関係当局が決定したとき。

(iii) 金融機関が臨時の公的な資金援助を必要としているとき。

金融機関は、(w)継続的な許認可の要件に違反しているかもしくは近い将来に違反する可能性がある場合、(x)資産が負債を下回っているかもしくは近い将来に下回る可能性がある場合、(y)期限が到来した債務の支払ができないかもしくは近い将来に支払ができなくなる可能性がある場合、または(z)一定の限定的な状

況を除き、臨時の公的な資金援助を必要としている場合において、破綻に陥っているかまたは陥る可能性があるものとみなされる。

現在、BRRD および単一破綻処理メカニズム規則には、以下に記載する 4 つの破綻処理手法および権限が規定されている。

- (i) 事業の売却 — 破綻処理当局は、株主の同意またはその他適用される手続的要件に従うことなしに、企業の売却またはその事業の全部もしくは一部の売却を商業的条件で行うことを命じることができる。
- (ii) 承継金融機関 — 破綻処理当局は、企業の事業の全部または一部を「承継銀行」（かかる事業の全部または一部を転売目的で保有する公の支配下にある企業）に譲渡することができる。
- (iii) 資産分離 — 破綻処理当局は、減損資産または問題のある資産を長期的に管理および処理させるために、かかる資産を資産運用会社に譲渡することができる。
- (iv) ベイルイン — 破綻処理当局に、破綻金融機関の無担保債権者の債権額を減額する権限および破綻金融機関の無担保債務（本社債を含む。）を株式（かかる株式は、本号に定める手法（以下「一般的ベイルイン・ツール」という。）の適用による将来的な消却、移転または希釈化の対象となり得る。）に転換する権限を付与する。

また、単一破綻処理メカニズム規則は、一般的ベイルイン・ツールが適用される例外的な状況であっても、(a)合理的な期間内に債務のベイルインを行うことができない場合、(b)破綻処理中の金融機関の重要な機能および主要な業務を継続するために、一般的ベイルイン・ツールを適用しないことが不可欠かつ相当である場合、(c)欧州連合の加盟国（以下「加盟国」という。）の経済に深刻な混乱を引き起こし得る金融市場インフラを含む金融市場の深刻な機能不全につながる悪影響の拡大を防ぐために、一般的ベイルイン・ツールを適用しないことが不可欠かつ相当である場合、または(d)一般的ベイルイン・ツールを適用することによって価値の破壊が起こり、一般的ベイルイン・ツールを適用しない場合よりも他の債権者の負担する損失が増大する場合には、関連破綻処理当局（すなわち SRB）が、減額または株式転換に関する権限の適用から一定の債務を除外または一部除外することができる旨を規定している。したがって、関連破綻処理当局が一定の適格債務の除外または一部除外を決定した場合、かかる除外がなされなかった場合に他の適格債務（場合により本社債権者に支払われるべき債務を含む。）に適用される減額または株式転換の水準が、かかる除外を考慮して引き上げられる可能性がある。その結果、かかる債務により吸収されるはずだった損失が他の債権者に完全に移転されない場合、単一破綻処理基金（以下「SRF」という。）、フランスの預金保証・破綻処理基金（*Fonds de garantie des dépôts et de résolution*）または加盟国によるその他の類似の機関は、(i)適格債務により吸収されなかった損失を補填し、破綻処理中の金融機関の純資産価値をゼロまで回復するため、または(ii)破綻処理中の金融機関の株式もしくはその他の持分証券または資本性証券を購入することで資本の再構成を行うため、出資額が当該金融機関の総負債の 5 パーセントを超えないという要件を含む一定の制限の下で、破綻処理中の金融機関に出資することができる。損失が残った場合は、最後の手段とし

て、追加的金融安定手法を通じた特別の公的な資金援助を行う。かかる特別の資金援助は、加盟国援助の枠組に従って提供されなければならない。

BRRD および単一破綻処理メカニズム規則に規定された権限は、発行会社を含む金融機関および投資会社の運営方法のみならず、一定の状況においては、債権者の権利にも影響を及ぼす。とりわけ、本社債は、一般的ペイルイン・ツールの適用（償還期限の変更といった本社債の条件の修正を含む。）を受けて減額（ゼロとなる場合を含む。）または株式転換の対象となることがあり、本社債権者はその投資の一部または全額を失う結果となる可能性がある。したがって、発行会社に適用される BRRD および単一破綻処理メカニズム規則に基づく権限またはその行使の示唆は、本社債権者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値または本社債に基づく義務を履行する発行会社の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

現在 BRRD および単一破綻処理メカニズム規則に規定されている権限は、発行会社を含む金融機関および大規模な投資会社（資本要求指令 4 により 730,000 ユーロの当初資本金を有することを義務づけられているもの。）の運営方法のみならず、一定の状況においては、債権者の権利にも影響を及ぼすことが見込まれる。銀行同盟に参加する加盟国（フランスを含む。）にとって、SRM は、利用可能な措置の範囲を完全に一致させているが、加盟国は、BRRD に規定される破綻処理の目的および原則に準拠する限りにおいて、国家レベルで危機に対応するための追加的措置を導入する権限が認められている。

SRB は、ACPR との間で特に破綻処理計画の詳細化について緊密に連携しており、SRF への国からの出資の拠出の条件が 2016 年 1 月 1 日までに満たされたため、同日から全面的な破綻処理権限を承継した。BRRD および BRRD を施行するフランス法の規定の発行会社への全般的な影響を評価することはまだ不可能であり、その施行または現在企図されている措置が本社債権者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値または本社債に基づく義務を履行する発行会社の能力に悪影響を及ぼさない保証はない。

2019 年 5 月 20 日付の欧州議会および欧州連合理事会の指令（EU）2019/879 による金融機関および投資会社の損失吸収能力および資本再構成能力に関する BRRD ならびに指令 98/26/EC の改正（以下「BRRD 2」という。）ならびに 2019 年 5 月 20 日付の欧州議会および欧州連合理事会の規則（EU）2019/877 による金融機関および投資会社の損失吸収能力および資本再構成能力に関する単一破綻処理メカニズム規則（規則 806/2014）の改正に係る 2019 年 6 月 7 日付の官報における公表を受けて、銀行業界におけるリスクを軽減し、予想される危機への銀行の耐性をさらに強化する包括的な立法パッケージにより、2020 年 12 月 28 日以降の銀行同盟は強化され、金融システムにおけるリスクは軽減される。金融安定理事会により公表された総損失吸収力（以下「TLAC」という。）は、金融安定理事会のタームシート（以下「TLAC 基準」という。）に従って施行される。したがって、自己資本および適格債務の最低基準（以下「MREL」という。）においてペイルインの対象となる債務の適格基準は、TLAC 最低要件の規則（EU）575/2013 に規定されるものと厳密に整合しているが、BRRD 2 によって導入された補完的な調整および要件の対象となる。とりわけ、特定の仕組債のようなデリバティブ要素が組み込まれた特定の債券は、追加的リターンのみがかかかるデリバティブ要素

に連動し参照資産のパフォーマンスに依存する一方で、償還時に支払われる固定または増額された事前に認識可能な元本を有している限りにおいて、（一定の条件下で）MREL において適格となる。

さらに、破綻処理の枠組の導入により、破綻処理の枠組の対象となる金融商品の流動性は、金融市場におけるストレスの状態または状況に対して脆弱となる可能性がある。投資家は、発行会社の有価証券に投資を行うことによる集中リスクについて、金融部門レベルでも評価されるべきことに留意すべきである。すなわち、投資家は、保有する発行会社の有価証券についてのみ考慮するのではなく、当該投資家が保有するペイルインの枠組の対象となる金融機関により発行されたすべての有価証券についても考慮すべきである。

第 3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2018 年度）（自 平成 30 年 1 月 1 日 至 平成 30 年 12 月 31 日）

令和元年 6 月 28 日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書及びその添付書類

事業年度（2019 年度中）（自 平成 31 年 1 月 1 日 至 令和元年 6 月 30 日）

令和元年 9 月 12 日関東財務局長に提出

3 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 1 の有価証券報告書の訂正報告書）を令和元年 11 月 14 日に関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正報告書を含む。）および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（令和元年 11 月 20 日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はない。

第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店

東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

グラントウキョウ ノースタワー

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に
掲げる要件を満たしていることを示す書面

関東財務局長 殿

平成30年3月14日

会社名 ビー・エヌ・ピー・パリバ

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
代理人 弁護士 柴田 弘典

署名 柴田 弘典

1. 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 当社が本邦において発行登録書の提出日（平成30年3月14日）以前5年間にその募集または売出しに係る有価証券届出書または発行登録追補書類を提出することにより発行し、または交付された社債券の券面総額または振替社債の総額は100億円以上であります。
（平成29年2月23日の募集）
券面総額または振替社債の総額：506億円

2019 年度第 3 四半期 決算報告書

プレスリリース

2019 年 10 月 31 日、パリ発

順調な事業成長

融資残高：前年同期比 **+5.5%**

営業収益は着実な増収

営業収益：前年同期比 **+5.3%**

(連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと **+4.0%**)

3 事業部門全てで正のジョーズ効果を達成

営業費用：前年同期比 **+2.0%**

(連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと **+0.4%**)

リスク費用は低水準

融資残高の **41bp*** 相当

一時項目を除く四半期純利益は増益

(注：2018 年度第 3 四半期に、ファースト・ハワイアン・バンク株 30.3%の売却による譲渡益を計上**)

四半期純利益***：19 億 3800 万ユーロ

(前年同期比 **-8.8%**の減益、ただし一時項目を除くと同 **+3.4%**の増益)

普通株式等 TIER 1 比率は引き続き上昇

普通株式等 TIER 1 比率：12.0% (2019 年 6 月末比 **+10 bp**)

正のジョーズ効果
普通株式等 TIER 1 比率は **12.0%**を達成

*リスク費用÷貸出金期首残高 (単位：ベースポイント)； ** 譲渡益 2 億 8600 万ユーロ； *** 株主帰属純利益

事業成長および確かなコスト抑制.....	2
リテール・バンキング事業およびサービス事業.....	5
国内市場部門.....	5
国際金融サービス部門（IFS）.....	10
ホールセールバンキング事業（CIB）.....	14
コーポレート・センター.....	16
財務構造.....	17
連結損益計算書.....	19
2019 年度第 3 四半期 – コア事業別業績.....	20
2019 年 1-9 月期 – コア事業別業績.....	21
連結四半期業績の推移.....	22
連結貸借対照表 – 2019 年 9 月 30 日現在.....	31
代替的業績指標（Alternative Performance Measures: APM）	
フランス金融市場庁（AMF）の一般規則第 223-1 条に基づく開示.....	32

本プレスリリースに含まれる数値は、未監査の数値です。2018 年度に関わる財務諸表は、国際財務報告基準（IFRS）の改訂基準である IFRS 第 9 号「金融商品」に基づき作成されていますが、過年度の数値については、同基準が認めるように、当グループは修正再表示を行わないことにしました。

2019 年 3 月 29 日に、BNP パリバは 2018 年度の四半期決算に関わる修正を発表しました。かかる修正には特に以下の事項が反映されています。(i) 2018 年度第 3 四半期に、コルレス銀行業務を、ホールセールバンキング事業（CIB）のコーポレートバンキング部門から、同じく CIB 内のセキュリティーズ・サービス部門へと移管しました。(ii) 2018 年 10 月 1 日をもって、ファースト・ハワイアン・バンク（FHB）に対する持分を、バンクウェストからコーポレート・センターへ移管しました。これは 2018 年に実施された 43.6% の FHB 株の売却を受けた処置です（FHB 株の残部については 2019 年 1 月 25 日に処分済み）。これらの変更はグループ全体の業績に影響を及ぼすものではなく、IFS（バンクウェスト）、CIB（コーポレートバンキング部門、セキュリティーズ・サービス部門）、およびコーポレート・センターの分析上の構成に影響を及ぼすに留まります。なお、2018 年度四半期業績の数値は、あたかもこれらの変更が 2018 年 1 月 1 日に実施されたかのように反映し修正されています。本プレゼンテーションは、修正された 2018 年度の四半期数値に基づいています。

本プレスリリースには、将来の事象に関する現在の見解および見通しに基づいた予測的な記述が含まれています。予測的な記述には、財務上の予測や見積りおよびその基礎となる仮定、将来の事象、事業活動、商品およびサービスに関連する計画、目標および見通しに関する記述、ならびに将来の業績およびシナジーに関する記述があります。予測的な記述は将来の業績を保証するものではなく、BNP パリバとその子会社および出資先企業にまつわる固有リスク、不確実性および仮定によって左右されるものです。さらには、BNP パリバとその子会社の事業展開、銀行業界のトレンド、将来の設備投資および買収、グローバルもしくは BNP パリバの主要地域市場における経済状況の変化、市場競争ならびに規制といった要因にも左右されます。これらの事象はいずれも不確実なものであり、現在の見通しとは異なる結果と、ひいては現在の見通しとは大きく異なる業績をもたらす可能性があります。実際の業績は、予測的な記述において見積りまたは示唆されたものとは大きく異なる可能性があります。本プレスリリースに含まれるいかなる予測的な記述も本プレスリリース発行日現在の予測であり、BNP パリバは、新たな情報や将来の事象によって、予測的な記述を公に修正もしくは更新する責任を負いません。これに関連して、「監督上の検証・評価プロセス（Supervisory Review and Evaluation Process：SREP）」は欧州中央銀行（ECB）により毎年実施されますが、BNP パリバ・グループが満たすべき所要資本比率は毎年修正される可能性があることに留意が必要です。

本プレスリリースに含まれる BNP パリバ以外の第三者に関わる情報もしくは外部の情報源から入手した情報は、その真実たることを独立に確認したものではありません。ここに記載の情報や意見に関して、表示または保証を表現あるいは示唆してはならず、またその公正性、正確性、完全性または正当性に関しては確実なものではありません。BNP パリバもしくはその代表者とともに、いかなる過失に対しても責任を負わず、また本プレスリリースあるいはその内容の使用により生ずる、もしくは本プレスリリースやここに記載の情報や資料に関連して生じる、いかなる損失に対しても責任を負いません。

表中および分析において掲載された数値は四捨五入のため、内訳の合計と総数に若干の差異が生じる場合があります。

2019年10月30日にBNPパリバの取締役会が開催され、ジャン・ルミエール会長が議長を務めるなか、当グループの2019年度第3四半期の業績が検討されました。

事業成長および確かなコスト抑制

世界景気が減速する一方、フランスを始めとする欧州経済は依然として成長を維持したなかにあって、BNPパリバは全ての事業部門で成長を果たしました。欧州中央銀行（ECB）の新たな金融緩和策による措置は、2019年度第3四半期末に実施されたため、その効果が十分に発揮されるのは2020年にずれ込むとみられます。

グループの営業収益は、当四半期に108億9600万ユーロに上り、前年同期比5.3%の増収となりました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+4.0%）。

事業部門の営業収益は、全ての部門で増収を果たし、前年同期比5.1%増加しました。これを部門別にみると、国内市場部門¹では、リテール・バンキング業務への低金利環境のマイナス影響を、事業成長（とりわけ専門的金融業務）による増収効果が上回ったことから、前年同期比0.5%の増収となりました。国際金融サービス部門では、順調な事業開発を反映して、営業収益は前年同期比5.1%²増加しました。ホールセールバンキング事業（CIB）では、全ての業務部門が増収となったことから、営業収益は前年同期比12.0%増の力強い業績を収めました。

営業費用は、グループ全体で74億2100万ユーロとなり、前年同期と比べて2.0%増加しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+0.4%）。当四半期の営業費用には以下の一時項目が含まれていました：2020年度事業計画に関わる事業改編費用が1億7800万ユーロ；買収に関わる事業再編費用³が4800万ユーロ；BNLバンカ・コメルシアレおよびアセット・マネジメント部門における追加的な事業適応費用として合計で2億5600万ユーロ（うち、早期退職制度で3000万ユーロ）が計上されました（前年同期は2億6700万ユーロ）。

事業部門全体では、営業費用は前年同期比2.9%増加しました。これを部門別にみると、国内市場部門¹では、リテール・バンキング支店網でコスト削減を果たした（前年同期比0.9%の減少）一方で、専門的金融業務の事業開発費が負担となり、全体では0.1%の微増となりました。国際金融サービス部門の営業費用は、事業成長を支えるために4.0%増加しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+0.4%）。CIBでは、事業成長を受けて前年同期比4.8%増加しました。

グループの確かなコスト抑制策が奏功し、当四半期に3.3ポイントの正のジョーズ効果が生み出されました（各事業部門で正のジョーズ効果を達成）。2020年度事業計画に沿って実施された費用削減策が効果を発揮したことから、当四半期は1億6600万ユーロの経常的な費用節減を果たしました。また、2017年初に事業改編計画が始動して以来の累計額は17億ユーロに上り、さらに2020年度までの目標額は33億ユーロとなっています。一方、事業改編計画に関わる費用は、公表された目標に沿って推移しており、計画どおり2019年度末に完了する見込みです。

これらを受けて、グループの営業総利益は当四半期に34億7500万ユーロとなり、前年同期から13.0%の増加を果たしました。なお事業部門だけをみると、営業総利益は前年同期比9.5%増加しました。

リスク費用は当四半期に8億4700万ユーロとなりましたが、CIBで多額の引当金戻入益が計上されて低水準であった前年同期からは1億6100万ユーロ増加しました。当四半期のリスク費用は、顧客向け融資残高の41bp相当で低水準に留まりました。これにはとりわけ、ローンオリジネーション業務でリスク管理効果が発揮されたことに加え、低金利環境、およびイタリアで引き続き貸付ポートフォリオの質が改善されたことが反映されています。

グループの営業利益は当四半期に26億2800万ユーロとなり、前年同期比10.0%の増益を果たしました。なお、事業部門だけをみると、営業利益は当四半期に6.1%増加しました。

¹ 国内市場部門のプライベート・バンキングの100%を含む（PEL/CELの影響を除く）

² 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+1.9%

³ 特にRaiffeisen Bank PolskaおよびOpel Bank SAの統合に関わる事業再編費用が影響

営業外項目は当四半期に 1 億 7700 万ユーロの利益となり、前年同期の 4 億 2700 万ユーロから大幅に減少しました。なお、前年同期には、ファースト・ハワイアン・バンクに対する 30.3%の持分を売却したことによる譲渡益 2 億 8600 万ユーロが、一時項目として影響していました。

税引前利益は、当四半期に 28 億 500 万ユーロで（前年同期は 28 億 1600 万ユーロ）、前年同期と比べて 0.4%の微減益でしたが、一時項目を除くと 9.4%の増益となります。

当四半期の法人税は 7 億 6700 万ユーロに上り、前年同期の 5 億 8300 万ユーロから増加しました。なお前年同期は、ファースト・ハワイアン・バンク株の譲渡益に適用された長期投資に関わる軽減税率の恩恵を受けていました。

以上から、当四半期の株主帰属純利益は 19 億 3800 万ユーロとなり、前年同期比 8.8%の減益でしたが、一時項目の影響を除くと同 3.4%の増益となります。

2019 年 9 月末現在、普通株式等 Tier 1 比率は 12.0%で、2019 年 6 月末との比較で 10bp 上昇しました。また、レバレッジ比率¹は当四半期に 4.0%となりました。さらに、グループの即時利用可能な余剰資金は 3510 億ユーロに上りましたが、これは短期資金調達との関係で 1 年超の余裕資金があることを意味します。

1 株当たり純資産額は 2019 年 9 月末現在で 78.0 ユーロとなり、2008 年 12 月末からの年平均成長率（CAGR）は 5.1%に相当します。これは当グループが、景気局面を通じて継続的に企業価値を創造する能力を有していることを証明しています。

グループは、2020 年度事業計画の最終段階に向けて積極的にこれを実施するとともに、内部統制およびコンプライアンス体制の強化を継続しています。またグループは、倫理的責任、社会・環境イノベーション、および低炭素経済を推進する重要な取り組みを通じて、社会に好影響を及ぼす意欲的な方針を追求しています。この分野におけるグループの活動は高く評価され、ESG 調査大手の Vigeo Eiris によって A1+の格付けを受けるとともに、グループの CSR 活動の実績は世界で第 4 位にランクインしました。

*
* *

2019 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、グループの営業収益は 332 億 6400 万ユーロに上り、前年同期と比べて 2.8%の増収となりました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除いても +2.8%）。

事業部門の営業収益は、前年同期と比べて 4.0%の増収でした。これを部門別にみると、国内市場部門²では、低金利環境のマイナス影響を、順調な事業開発（とりわけ専門的金融業務）による増収効果が相殺したことから、前年同期比横ばいとなりました。また国際金融サービス部門では、前年同期比 5.9%の増収となり（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと +3.6%）、さらにホールセールバンキング事業（CIB）では、全ての業務部門が増収となったことから、前年同期比 6.3%増加しました。なお、コーポレート・センターの営業収益は、2018 年度第 3 四半期にファースト・ハワイアン・バンクを連結の範囲から除外した³影響で、前年同期と比べて減収となりました。

グループの営業費用は、当第 3 四半期累計期間に 233 億 500 万ユーロで、前年同期比 1.7%増に留まったことから（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと +0.6%）、1.1 ポイントの正のジョーズ効果が生み出されました。当第 3 四半期累計期間の営業費用には、一時項目として、事業改編費用、買収に関わる事業再編費用⁴に加え、BNL パンカ・コメルシアールおよびアセット・マネジメント部門における追加的な事業適応費用（早期退職制度）が合計で 7 億 9700 万ユーロ含まれていました（前年同期は 7 億 5300 万ユーロ）。

¹ 2014 年 10 月 10 日付けの欧州委員会（EC）委任法令に基づき算定された比率

² 国内市場部門のプライベート・バンキングの 100%を含む（PEL/CEL の影響を除く）

³ 2018 年 8 月 1 日をもってファースト・ハワイアン・バンクを連結子会社から除外

⁴ 特に Raiffeisen Bank Polska および Opel Bank SA の統合に関わる事業再編費用が影響

事業部門全体の営業費用は、当第 3 四半期累計期間に前年同期比 2.6%増加しました。これを部門別にみると、国内市場部門¹では、リテール・バンキング支店網で微減（-0.7%）となった一方、専門的金融業務では事業開発を受けて増加したことから、全体的に横ばいでした。国際金融サービス部門では、事業成長に加え連結範囲の変更および為替レート変動による影響を受けて、前年同期比 4.9%増加しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+1.4%）。また CIB の営業費用は、事業成長を反映して前年同期比 3.0%増加しました。なお、コーポレート・センターの営業費用は、ファースト・ハワイアン・バンクを 2018 年度第 3 四半期²に連結の範囲から除外した影響で、前年同期と比べて減少しました。

当第 3 四半期累計期間に正のジョーズ効果が生み出されましたが、これには 2020 年度事業計画に沿って実施された費用節減策が奏功しました（当第 3 四半期累計期間は 5 億 3400 万ユーロの費用節減を果たし、これに対し 2017 年初に同計画が始動して以来の累計額は 17 億ユーロ）。

これらを受けて、グループの当第 3 四半期累計期間の営業総利益は 99 億 5900 万ユーロに上り、前年同期比 5.4%増加しました。なお事業部門だけをとると、営業総利益は前年同期比 6.9%の増加を果たしました。

リスク費用は当第 3 四半期累計期間に 22 億 3700 万ユーロとなり、以下の要因から前年同期と比べて 3 億 6900 万ユーロ増加しました：当第 3 四半期累計期間に融資残高が増加した一方、前年同期には CIB およびパーソナル・ファイナンスで引当金戻入益が計上されていました。当第 3 四半期累計期間のリスク費用は、顧客向け融資残高の 36bp 相当となり低水準に留まりました。これにはとりわけ、ローンオリジネーション業務でリスク管理効果が発揮されたことに加え、低金利環境、およびイタリアで引き続き貸付ポートフォリオの質が改善されたことが反映されています。

グループの営業利益は当第 3 四半期累計期間に 77 億 2200 万ユーロとなり（前年同期は 75 億 8300 万ユーロ）、前年同期と比べて 1.8%増加しました。なお、事業部門だけをとると 3.6%の増益となります。

営業外項目は、当第 3 四半期累計期間に 11 億 4300 万ユーロの利益となりました（前年同期は 9 億 4200 万ユーロの利益）。当第 3 四半期累計期間には、一時項目として、インドの SBI Life 株の 16.8%売却による譲渡益および残部の連結範囲からの除外による影響（+14 億 5000 万ユーロ）に加え、のれんの減損損失（-8 億 1800 万ユーロ、特にバンクウェストに関わるもの）がとりわけ影響しました。これに対し、前年同期の営業外項目には、建物の売却による譲渡益 1 億 100 万ユーロに加え、ファースト・ハワイアン・バンク株の 30.3%売却による譲渡益 2 億 8600 万ユーロが含まれていました。

税引前利益は当第 3 四半期累計期間に 88 億 6500 万ユーロに上り（前年同期は 85 億 2500 万ユーロ）、前年同期と比べて 4.0%増加しました。

当第 3 四半期累計期間の法人税は平均で 24.2%となりましたが、これにはとりわけ SBI Life 株の譲渡益に適用された長期投資に関わる軽減税率が影響しました。

以上から、当第 3 四半期累計期間の株主帰属純利益は 63 億 2400 万ユーロに上り、前年同期比 3.9%の増益となりました（一時項目を除くと+1.1%）。

当第 3 四半期累計期間の有形自己資本利益率³は年率換算後で 10.3%となり、グループの全体的な好業績を反映しています。

¹ 国内市場部門のプライベート・バンキングの 100%を含む（PEL/CEL の影響を除く）

² 2018 年 8 月 1 日をもってファースト・ハワイアン・バンクを連結子会社から除外

³ 当第 3 四半期累計期間の純利益に基づき算定

リテール・バンキング事業およびサービス事業

国内市場部門

国内市場部門は、当四半期も積極的な事業展開を推し進めました。融資残高は前年同期比 **4.1%**増加しましたが、国内リテール・バンキング業務および専門的金融業務（アルバル、リーシング・ソリューションズ）の両方で貸出が伸びました。預金残高は全ての国において伸びを示し、前年同期比 **8.0%**増加しました。プライベート・バンキング業務では、旺盛な資金純流入がありました（**16 億ユーロ**）。

国内市場部門は、個人顧客によるモバイル利用を加速させた結果、アプリへの接続回数が **7800 万回**に上っており、これは **2018 年度第 3 四半期から 35%**の増加を意味します。当部門は、住宅ローンの申請手続きを、エンドツーエンドのデジタルアプリケーションを通してデジタル化および簡素化し、フランス、ベルギーおよびイタリアにおいてかかるサービスを提供しています。また、より高い自主性を求めるプライベート・バンキングの顧客の新たな期待に応えるために、完全なリモート操作の革新的モデルである **e-Private** を導入しました。当部門は、プライベート・バンキング部門の専門的能力およびサービスをデジタル化するとともに、新たなオンラインの金融アドバイス・ソリューション（フランスにおいて責任投資に関する **mylImpact**）や、富裕層向け資産運用アドバイス・ソリューション（ベルギーで **PaxFamilia**）を通して、よりプロアクティブな助言を提供しています。国内市場部門は、サービスを新たな銀行の業務形態に対応させるべく継続して取り組んでいますが、その意味で、モバイル決済ソリューションである **LyfPay** の導入で成功を収め、既にフランスで **240 万回**を超えるダウンロード数を記録しています。**LyfPay** を採用する販売網は大幅に拡大しており、当四半期は新たに **1,200 店舗**が加わりましたが、これには **Franprix** や **Etam Group** などとの新たな提携関係が貢献しました。一方 **Nickel** に関しては、口座開設数が今や **140 万回**を超えており、これは **2018 年 9 月末**との比較で **35%**の増加を意味します。**Nickel** は引き続き販売網を拡充した結果、**Nickel** を取り扱う販売店は **2018 年 9 月末**から **49%**増加して、現在は **5,745 軒**に上っています。

国内市場部門は、カスタマーサービスの向上と費用節減を目指して、国内リテール・バンキング支店網の合理化および最適化を実施中です（フランス、ベルギーおよびイタリアにおいて、**2016 年末**以来 **356 支店**を閉鎖）。当部門はまた、主要なカスタマージャーニーをエンドツーエンドでデジタル化するとともに、プロセスを自動化することによって、業務モデルの変革を継続しました。

営業収益¹は、当四半期に **38 億 9200 万ユーロ**に上り、前年同期比 **0.5%**の増収となりました。専門的金融業務の伸びや全体的な事業成長による増収効果を、低金利環境がリテール・バンキング業務に及ぼすマイナス影響でほぼ打ち消した格好となりました。

営業費用¹は、当四半期に **26 億 700 万ユーロ**で前年同期比 **0.1%**の微増となったことから、正のジョーズ効果（**0.4 ポイント**）が生み出されました。営業費用はリテール・バンキング業務で減少したものの（前年同期比**-0.9%**²）、専門的金融業務では事業開発を受けて増加しました（それでも正のジョーズ効果を達成）。

営業総利益¹は、当四半期に **12 億 8500 万ユーロ**に上り、前年同期比 **1.3%**増加しました。

リスク費用は、当四半期に **2 億 4500 万ユーロ**の低水準となり、前年同期から **500 万ユーロ**減少しました。なお、**BNL bc**では引き続きリスク費用が減少しました。

以上から、国内プライベート・バンキング業務の純利益の **3 分の 1**をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、国内市場部門の税引前利益³は当四半期に **9 億 7500 万ユーロ**となり、前年同期比 **2.0%**の増益でした。

2019 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益¹は **117 億 7800 万ユーロ**となり、前年同期からほぼ横ばいでした。その背景には、専門的金融業務の順調な伸びに加え全体的な事業成長による増収効果の一方で、低金利環境がこれをほぼ打ち消したことがありました。営業費用¹は、当第 3 四半期累計期間に **81 億 700 万ユーロ**となり前年同期から横ばいでしたが、リテール・バンキング業務で費用が減少（**-0.7%**²）した一方、専門的金融業務では事業開発を受けて増加しました（それでも各業務部門で正のジョーズ効果を

¹ フランス（**PEL/CEL**の影響を除く）、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクの国内プライベート・バンキングの **100%**を含む

² **FRB**、**BNL bc**および **BRB**

³ **PEL/CEL**の影響を除く：2019 年度第 3 四半期は **-1000 万ユーロ**；2018 年度第 3 四半期は**+400 万ユーロ**

達成)。営業総利益¹は、当第 3 四半期累計期間に 36 億 7100 万ユーロとなり、前年同期比 0.2%の微減となりました。リスク費用は低水準に留まったものの、引当金戻入益の影響で極めて低水準であった前年同期から 4200 万ユーロ増加しました。また、BNL bc では、リスク費用は引き続き減少傾向をたどりまし。以上から、国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、国内市場部門の税引前利益²は当第 3 四半期累計期間に 27 億 500 万ユーロとなり、前年同期から 1.5%の若干の減益でした。

フランス国内リテール・バンキング (FRB)

フランス国内リテール・バンキング (FRB) は、フランスの経済成長を背景に積極的な事業活動を継続しました。融資残高は、とりわけ法人向けの貸付が増えたことから、前年同期比 5.9%増加しました。預金残高は、当座預金の高い伸びが牽引して前年同期比 10.6%増加しました。BNP パリバ・カーディフと Matmut の業務提携 (Cardif IARD) の一環として、2018 年 5 月に発売された新たな損害保険は継続して順調に伸びており、2019 年 9 月末現在で成約件数は 21 万件に達しています。

FRB は引き続きデジタルサービスの開発で成果を上げた結果、Hello bank!の顧客数は 48 万 5 千人に上りましたが、これは 2018 年 9 月末との比較で 20%の増加を意味します。また、FRB のモバイルサービスのアクティブユーザー数は 29%増加し、ユーザー一人当たりの月間接続回数は平均で 14 回となっています。

営業収益³は当四半期に 15 億 6800 万ユーロとなり、前年同期比 0.2%の減収でした。純利息収入³は、融資残高の増加による増収効果を、低金利のマイナス影響がさらに侵食したにも関わらず、前年同期比 0.6%増加しました。手数料収入³は、年初に実施された、経済的に困窮した顧客に対する手数料引き下げが特に影響し、前年同期比 1.3%減少しました。

営業費用³は、当四半期に 11 億 6300 万ユーロとなり、前年同期比 0.5%減少しました。これには事業改編計画の効果（国内支店網の最適化および経営体制の合理化）が発揮されました。その結果、当四半期に 0.3 ポイントの正のジョーズ効果が生み出されました。

これらを受けて、当四半期の営業総利益³は 4 億 500 万ユーロとなり、前年同期と比べて 0.5%増加しました。

リスク費用³は、当四半期に 7500 万ユーロで前年同期から 1500 万ユーロ減少した結果、顧客向け融資残高の 16bp 相当で依然として低水準に留まりました。

以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、FRB の税引前利益⁴は当四半期に 2 億 9000 万ユーロとなり、前年同期比 5.2%の増益を果たしました。

2019 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益³は 47 億 5900 万ユーロとなり、前年同期から横ばいでした。純利息収入³は、融資残高の増加による増収効果を低金利の影響が一部打ち消したものの、前年同期比 1.6%増加しました。手数料収入³は、経済的に困窮した顧客に対する手数料引き下げが特に影響し、前年同期比 1.9%減少しました。営業費用³は、当第 3 四半期累計期間に 34 億 5000 万ユーロとなり、前年同期比 0.3%減少しました。これには事業改編計画の実施による効果が反映されており、その結果 0.3 ポイントの正のジョーズ効果が生み出されました。これらを受けて、営業総利益³は 13 億 900 万ユーロとなり、前年同期と比べて 0.9%増加しました。リスク費用³は、特に低水準であった前年同期から 2800 万ユーロ増加して、当第 3 四半期累計期間は 2 億 3100 万ユーロとなり、顧客向け融資残高の 16bp 相当の低水準に留まりました。

¹ フランス (PEL/CEL の影響を除く)、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクの国内プライベート・バンキングの 100%を含む

² PEL/CEL の影響を除く：2019 年度第 3 四半期累計期間は+2100 万ユーロ；2018 年度第 3 四半期累計期間は+500 万ユーロ

³ フランス国内プライベート・バンキングの 100%を含む (PEL/CEL の影響を除く)

⁴ PEL/CEL の影響を除く：2019 年度第 3 四半期は-1000 万ユーロ；2018 年度第 3 四半期は+400 万ユーロ

以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、FRBの税引前利益¹は当第3四半期累計期間に9億6900万ユーロとなり、前年同期比1.0%の減益でした。

BNL バンカ・コメルシアーレ (BNL bc)

BNL バンカ・コメルシアーレ (BNL bc) は、景気が低迷するなかにあって活発な営業活動を展開しました。融資残高は、不良債権の証券化による影響を除くと、前年同期比0.5%の減少となりました²。それでも、BNL bc は法人セグメントで当四半期も順調に市場シェアを伸ばした結果、過去3年間でシェアが0.9ポイント拡大して6.0%³へと高まりました。預金残高は、個人顧客の当座預金が高に高い伸びを果たしたことから、前年同期比8.1%増加しました。オフバランス貯蓄商品は、生命保険が牽引役となり、2018年9月末と比べて4.5%増加しました。

BNL bc はまた、新たなデジタルサービスの利用法の開発を継続した結果、Telepass（イタリアで有料道路の電子料金収受システムを運営する会社）およびアルバルとの協同で、中小企業（SME）および個人顧客向けに新たなサービスを成功裡に導入しました。かかるサービスは、銀行口座、通行料金支払い、カーレンタルに加え、モビリティに関わる様々なサービスを組み合わせることを可能にします。同サービスは既に5万4千の顧客を有していますが、そのうち78%を新規顧客が占めています。

営業収益⁴は、当四半期に前年同期比0.5%増加して6億6300万ユーロとなりました。純利息収入⁴は、長引く低金利環境の影響、およびより優良なリスクプロファイルを伴う顧客へのシフトから、当四半期は0.7%減少しました。手数料収入⁴は、銀行手数料の増加（とりわけ法人顧客のフロー業務⁵）および金融手数料の増加（オフバランス貯蓄商品の伸びが貢献）を受けて、前年同期比2.4%の増収となりました。

営業費用⁴は、当四半期に4億4600万ユーロとなり、低水準であった前年同期から1.7%増加しました。BNL bc は、低迷する経済・市場環境や低金利環境に費用構造をより良く適応させるために、新たなコスト削減策を実施するとともに、早期退職制度を導入しました。これは、年金受給年齢の引き下げに関わる、「クオータ100」（Quota 100）と呼ばれる新たな年金制度改革を活用するものです。

これらを受けて、営業総利益⁴は当四半期に2億1700万ユーロとなり、前年同期比1.9%減少しました。

リスク費用⁴は、前年同期から2200万ユーロ減少して当四半期は1億900万ユーロとなったことから、引き続き減少傾向が確認されました。また、当四半期のリスク費用は、顧客向け融資残高の56bp相当でした。

以上から、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、BNL bcの税引前利益は当四半期に9800万ユーロに上り、前年同期比23.7%の増益を果たしました。

2019年度第3四半期累計期間（1-9月）において、営業収益⁴は前年同期比2.3%減少して20億2300万ユーロとなりました。純利息収入⁴は、長引く低金利環境の影響、およびより優良なリスクプロファイルを伴う顧客へのシフトから、当第3四半期累計期間に3.0%減少しました。手数料収入⁴は、不利な市場環境に加え、2019年初に一時項目の影響を受けたことから、前年同期比1.2%減少しました。営業費用⁴は、事業改編計画が効果を発揮し、当第3四半期累計期間は13億4900万ユーロで前年同期比0.6%減少しました。これらを受けて、営業総利益⁴は6億7300万ユーロとなり、前年同期から5.6%減少しました。リスク費用⁴は、前年同期から4700万ユーロ減少して3億8100万ユーロに留まったことから、引き続き減少傾向が確認されました。また、当第3四半期累計期間のリスク費用は、顧客向け融資残高の65bp相当でした。以上から、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、BNL bcの税引前利益は当第3四半期累計期間に2億6100万ユーロに上り、前年同期比4.1%の増益でした。

¹ PEL/CELの影響を除く：2019年度第3四半期累計期間は+2100万ユーロ；2018年度第3四半期累計期間は+500万ユーロ

² 不良債権の証券化による影響を含むと-2.9%

³ 出所：イタリア銀行協会

⁴ イタリア国内プライベート・バンキングの100%を含む

⁵ キャッシュマネジメント業務およびトレードファイナンス業務

ベルギー国内リテール・バンキング (BRB)

ベルギー国内リテール・バンキング (BRB) は、当四半期も積極的な営業活動を継続しました。融資残高は、法人向け貸出の高い伸びに加え住宅ローンも増えたことから、前年同期比 **4.3%**の増加となりました。預金残高は、とりわけ当座預金が増えたことから、前年同期比 **5.7%**増加しました。

BRB は、引き続きデジタルサービスの開発およびカスタマーエクスペリエンスの向上で成果を上げました。BRB は消費者ローンの申請をオンラインで可能にするために、新たなフィーチャーを **Easy Banking** に追加しました。その結果、**2019 年 8 月末現在で、ダイレクト・デジタルセールスが既に全体の 15% 近くを占めるに至りました**。また法人顧客向けアプリである **Easy Banking Business** は、顧客の半数以上がアクティブユーザー¹となっていることが示すように、成功を収めています。

BRB の営業収益²は、当四半期に前年同期比 **3.8%**減少して **8 億 5300 万ユーロ**となりました。純利息収入²は、低金利環境の影響で前年同期比 **4.8%**減少しました。手数料収入²は、金融手数料の落ち込みを、好調な貸出を背景に伸びた銀行手数料が一部補ったものの、前年同期比 **0.9%**減少しました。

BRB は、低金利環境の影響にコスト構造を適応させました。営業費用²は、事業改編計画が著しい効果を発揮して当四半期に **5 億 4100 万ユーロ**となり、前年同期比 **3.9%**の減少を果たしました。**2018 年 9 月末以来、BRB は 78 の支店を閉鎖していますが、2021 年度までにさらに 216 支店を閉鎖する予定です**。

営業総利益²は当四半期に **3 億 1200 万ユーロ**となり、前年同期と比べて **3.7%**減少しました。

当四半期のリスク費用²は **2000 万ユーロ**となりましたが、これに対し前年同期には純額で **400 万ユーロ**の引当金戻入益が計上されました。当四半期のリスク費用は、顧客向け融資残高の **7bp** 相当で、極めて低い水準でした。

以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の **3 分の 1** をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、BRB の税引前利益は当四半期に **2 億 8100 万ユーロ**となり、前年同期と比べて **11.5%**の減益でした。

2019 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益²は前年同期比 **3.4%**減少して **26 億 4600 万ユーロ**となりました。純利息収入²は、低金利環境のマイナス影響を、融資残高の増加による増収効果が一部補ったものの、前年同期比 **4.0%**減少しました。一方、手数料収入²は、前年同期比 **1.6%**減少しました。営業費用²は、事業改編計画の効果が発揮され、当第 3 四半期累計期間は **19 億 2000 万ユーロ**で前年同期から **1.5%**減少しました。なお、銀行業務に関わる税金および拠出金増加の影響³を除くと、営業費用の減少幅は **2.5%**となります。営業総利益²は、当第 3 四半期累計期間に **7 億 2600 万ユーロ**で前年同期比 **7.9%**減少しました（銀行業務に関わる税金および拠出金増加の影響を除くと **-4.8%**）。リスク費用²は、引当金繰入額が戻入益で相殺された前年同期から **5100 万ユーロ**増加しましたが、それでも顧客向け融資残高の **6bp** 相当で、極めて低い水準に留まりました。以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の **3 分の 1** をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、BRB の税引前利益は当第 3 四半期累計期間に **6 億 2700 万ユーロ**となり、前年同期と比べて **15.4%**の減益でした（銀行業務に関わる税金および拠出金増加の影響を除くと **-10.3%**）。

¹ 過去 3 か月間に最低でも 1 回の利用

² ベルギー国内プライベート・バンキングの 100%を含む

³ 銀行業務に関わる税金および拠出金：2019 年度第 3 四半期累計期間は **2 億 9600 万ユーロ**で、前年同期比 **1000 万ユーロ**増加

その他国内市場部門（アルバル、リーシング・ソリューションズ、個人投資家部門、Nickel、ルクセンブルク国内リテール・バンキング）

国内市場部門の専門的金融業務は、以下のように力強い成長を維持しました。アルバルでは、ファイナンスフリースの契約台数が当四半期に 8.7%¹増加しました。リーシング・ソリューションズでは、ファイナンスリース残高が前年同期比 6.0%¹増加しました。個人投資家部門では、運用資産残高が 2018 年 9 月末の水準から 6.4%増加しました。Nickel では極めて高い成長を維持し、当四半期は新たに 8 万 5 千口座の開設がありました（2019 年 9 月末現在までの累計口座開設数は 140 万口を超えています）。

ルクセンブルク国内リテール・バンキング（LRB）では、住宅ローンおよび法人向け貸出が順調に伸びたことから、融資残高は前年同期比 9.1%増加しました。預金残高は、特に法人顧客セグメントで要求払い預金が増えたことから、前年同期と比べて 8.1%増加しました。LRB はまた、住宅ローンの申請手続きを簡素化することによって、カスタマーエクスペリエンスの向上を図りました。

当四半期において、これら 5 つのビジネスユニットからの営業収益²は、全ての業務部門の順調な事業成長を反映して 8 億 700 万ユーロに上り、全体として前年同期比 6.9%の増収となりました。

営業費用²は、事業開発を受けて 4 億 5700 万ユーロとなり、前年同期比 5.0%増加したものの、1.9 ポイントの正のジョーズ効果が生み出されました。

リスク費用²は当四半期に 4100 万ユーロとなり、これに対し前年同期は 3300 万ユーロが計上されました。

以上から、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、これら 5 つのビジネスユニットの税引前利益は当四半期に 3 億 600 万ユーロに上り、前年同期比 8.0%の大幅増益を果たしました。これには積極的な営業活動の成果が反映されています。

2019 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、その他国内市場部門合計の営業収益²は、順調な事業成長を受けて 23 億 5000 万ユーロに上り、全体として前年同期比 6.1%の増収となりました。営業費用²は、事業開発を受けて当第 3 四半期累計期間は 13 億 8700 万ユーロとなり、前年同期比 3.8%増加したものの、2.3 ポイントの正のジョーズ効果が生み出されました。リスク費用²は、前年同期から 1000 万ユーロ増加して 1 億 400 万ユーロとなりました。以上から、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、これら 5 つのビジネスユニットの税引前利益は当第 3 四半期累計期間に 8 億 4800 万ユーロに上り、前年同期比 9.4%の急増を果たしました。

*
* *

¹ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く

² ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの 100%を含む

国際金融サービス部門（IFS）

国際金融サービス部門（IFS）では、以下のように活発な営業活動を維持し、成長を持続させました。融資残高は、当四半期に前年同期比 **9.3%**増加しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと**+4.5%**）。また、当四半期は **35 億ユーロ**に上る高水準の資金純流入がありました。貯蓄型商品および保険業務では、運用資産残高が **2018 年 9 月末**の水準から **4.1%**増加して、合計で **1 兆 1100 億ユーロ**に上りました。

IFS は、全ての業務部門にわたり積極的にデジタル変革を推進するとともに、新たなテクノロジーを取り入れました。その結果、パーソナル・ファイナンスでは、既に **130 万件**の契約で電子署名が利用されており、また **2800 万通**に上る月次の電子口座取引明細書が顧客に送信されています。IFS は、モバイルサービスへのアクセスを容易にするために、新たなセルフサービスツールの開発で以下のように成果を上げました：ウェルス・マネジメントの顧客の **7 割超**が、オンライン・プライベート・バンキング・ソリューションである **myWealth** に登録しています：パーソナル・ファイナンスでは、顧客が **6200 万件**を超える取引をセルフサービスで行っており、これは取引全体の **86%**に相当します。IFS はまた、新たなテクノロジーや **AI**（人工知能）の開発を進めており、既に **300**を超えるロボットが稼働しています（管理、報告、データ処理の自動化など）。

IFS の営業収益は、当四半期に **42 億 4800 万ユーロ**に上り、前年同期と比べて **5.1%**の増収でした。これには、当四半期に為替が有利に働いたこと（米ドルおよびトルコリラの上昇）に加え、**Raiffeisen Bank Polska**¹の買収に起因する連結範囲の変更が影響していました。なお、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと、当四半期の営業収益は、順調な事業成長を反映して前年同期比 **1.9%**の増収となります。

営業費用は当四半期に **25 億 4500 万ユーロ**となり、前年同期比 **4.0%**増加しました。なお、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと、営業費用の増加幅は **0.4%**に留まります。その背景には、事業成長を支えるための費用増を、コスト削減策の実施でほぼ打ち消したことがあります。以上から、当四半期に **1.1 ポイント**の正のジョーズ効果が生み出されました。

これらを受けて、営業総利益は当四半期に **17 億 400 万ユーロ**に上り、前年同期と比べて **6.8%**増加しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと**+4.2%**）。

リスク費用は当四半期に **5 億 1800 万ユーロ**となり、前年同期から **3200 万ユーロ**増加しました。連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと、**1000 万ユーロ**の増加となります。

以上から、IFS の税引前利益は当四半期に **13 億 500 万ユーロ**で、前年同期比 **6.7%**の増益でした（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと**+5.7%**）。

2019 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、IFS の営業収益は **127 億 9200 万ユーロ**に上り、前年同期比 **5.9%**の増収でした。これには、当第 3 四半期累計期間に為替が若干有利に働いたこと（米ドルの上昇をトルコリラの下落がほぼ相殺）に加え、**Raiffeisen Bank Polska**¹の買収に起因する連結範囲の変更が影響していました。なお、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと、当第 3 四半期累計期間の営業収益は、順調な事業開発を反映して前年同期比 **3.6%**の増収となります。営業費用は当第 3 四半期累計期間に **77 億 9200 万ユーロ**となり、前年同期比 **4.9%**増加しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと**+1.4%**）。その結果、当第 3 四半期累計期間に **2.2 ポイント**の正のジョーズ効果が生み出されました。これらを受けて、当第 3 四半期累計期間の営業総利益は **50 億 100 万ユーロ**で前年同期比 **7.6%**増加しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと**+7.2%**）。リスク費用は当第 3 四半期累計期間に **13 億 3700 万ユーロ**となり、引当金戻入益の影響で低水準であった前年同期と比べて **1 億 7200 万ユーロ**増加しました。以上から、IFS の税引前利益は当第 3 四半期累計期間に **40 億 2500 万ユーロ**に上り、前年同期比 **3.2%**の増益でした（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと**+5.8%**）。これには IFS の積極的な営業活動の成果が反映されています。

¹ 買収契約は 2018 年 10 月 31 日に調印

パーソナル・ファイナンス

パーソナル・ファイナンスは、当四半期も事業成長を維持しました。融資残高は、主に新たな提携関係が貢献し、前年同期比 8.0%増加しました。パーソナル・ファイナンスは、当四半期も証券化業務の水準を維持し、総額 28 億ユーロに上る 3 件の取引¹を実行しました。また、フランスの独立系自動車ディーラー大手である BYmyCAR との業務提携を拡充するとともに、ブラジルで Leroy Merlin との提携契約を結びました。一方、セテレム (Cetelem) は、'French People's Preferred Brand'² (フランス国民から選ばれるブランド) として認定され、フランスにおけるセテレム・ブランドの強さが証明されました。イタリアで今年の 4 月に導入されたデジタルバンクの Findomestic は、その高いブランド力と 250 万人の潜在的顧客を背景に、幸先の良いスタートを切りましたが、既に 5 万口座が開設され、活発な取引が行われています。

パーソナル・ファイナンスの営業収益は、当四半期に 14 億 4400 万ユーロに上り、前年同期比 4.1%の増収となりました。これには融資残高の増加、およびより優良なリスクプロファイルを伴う商品へのシフトが反映されています。当四半期の営業収益には、とりわけイタリア、スペインおよびドイツでの順調な事業成長が貢献しました。

営業費用は、当四半期に前年同期比 3.9%増加して 6 億 6400 万ユーロとなりましたが、これには事業開発に加え、事業改編計画の効果が徐々に発現していることが反映されています。その結果、当四半期に 0.3 ポイントの正のジョーズ効果が生み出されました。

これらを受けて、当四半期の営業総利益は 7 億 8100 万ユーロに上り、前年同期と比べて 4.4%増加しました。

リスク費用は、顧客向け融資残高の増加を反映して当四半期は 3 億 6600 万ユーロとなり、前年同期から 2100 万ユーロ増加しました。それでも当四半期のリスク費用は、顧客向け融資残高の 154bp 相当で依然として低い水準でした。

以上から、パーソナル・ファイナンスの税引前利益は当四半期に 4 億 3400 万ユーロとなり、前年同期比 2.4%の増益でした。

2019 年度第 3 四半期累計期間 (1-9 月) において、パーソナル・ファイナンスの営業収益は、前年同期比 4.6%増加して 43 億 1100 万ユーロとなりました。これには融資残高の増加、およびより優良なリスクプロファイルを伴う商品へのシフトが反映されています。営業費用は、当第 3 四半期累計期間に前年同期比 4.9%増加して 21 億 3600 万ユーロとなりましたが、これには事業開発に加え、事業改編計画の効果が徐々に発現していることが反映されています。パーソナル・ファイナンスは、当事業年度に正のジョーズ効果を生み出す目標を確認しました。これらを受けて、当第 3 四半期累計期間の営業総利益は 21 億 7500 万ユーロに上り、前年同期と比べて 4.3%増加しました。リスク費用は、引当金戻入益の影響で特に低水準であった前年同期から 9800 万ユーロ増加して、9 億 8400 万ユーロとなりました。それでもリスク費用は、顧客向け融資残高の 141bp 相当で依然として低い水準でした。以上から、パーソナル・ファイナンスの税引前利益は当第 3 四半期累計期間に 12 億 2800 万ユーロとなり、前年同期比 1.5%の減益でした。

欧州・地中海沿岸諸国部門

欧州・地中海沿岸諸国部門では、当四半期に融資残高が前年同期比 0.2%³減少しました：トルコでの融資残高の減少が顕著でしたが、ポーランドおよびモロッコでは増加しました。一方、預金残高については、とりわけポーランドで預金コストの最適化を図ったことが影響し、前年同期比 2.6%³減少しました。当部門はデジタルバンキングの開発で成果を上げ、顧客数⁴は既に 270 万人に上っています。欧州・地中海沿岸諸国部門はまた、当四半期に、チュニジアの UBCI に対する 39%持分の売却予定⁵を発表しました。

¹ 資産の分割を伴わない

² 出所：フランス国民の代表的なサンプルを対象に、2019 年 8 月に Toluna が実施したサーベイ

³ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く

⁴ デジタルバンクの顧客、またはデジタルバンキングサービスを最低でも月に 1 回利用する顧客

⁵ 売却契約は 2020 年度に調印の予定

欧州・地中海沿岸諸国部門の営業収益¹は、利鞘の改善に加え手数料収入も高水準となったことから、当四半期は6億5700万ユーロに上り、前年同期比1.5%²の増収となりました。

営業費用¹は、当四半期に4億3900万ユーロで前年同期比0.2%²の微増に留まりました。これには、ポーランドで買収したRaiffeisen Bank Polska³の統合に関わるコストシナジーが実現したことに加え（2019年初以来147支店を閉鎖）、事業改編計画の効果が全ての地域で現れていることが反映されています。営業費用のこのような推移を受けて、当四半期に1.3ポイントの正のジョーズ効果が生み出されました。

リスク費用¹は、当四半期に1億1200万ユーロで、前年同期比9.3%²減少しました。当四半期のリスク費用は、顧客向け融資残高の110bp相当で、穏やかな水準に留まりました。特にトルコのリスク費用が前年同期から安定推移しました。

以上から、トルコのプライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、欧州・地中海沿岸諸国部門の税引前利益は当四半期に1億5000万ユーロとなりました。前年同期との比較では、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと15.5%の大幅増益となりました。一方、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含むと、トルコリラの上昇を受けて増益幅は26.3%へと拡大します。

2019年度第3四半期累計期間（1-9月）において、欧州・地中海沿岸諸国部門の営業収益¹は、融資残高の増加および利鞘の改善に加え、手数料収入も高水準となったことから、19億9700万ユーロに上り、前年同期比5.6%²の増収でした。営業収益は全ての地域で増収を果たしました。営業費用¹は、13億4000万ユーロで前年同期比0.4%²減少しました。これには、ポーランドでコストシナジーが継続的に実現していることに加え、全ての地域で事業改編計画の効果が現れていることが反映されています。その結果、当第3四半期累計期間に6.0ポイントの大幅な正のジョーズ効果が生み出されました。リスク費用¹は、トルコでの増加を受けて、低水準であった前年同期から2800万ユーロ増加しました²。それでも、リスク費用は顧客向け融資残高の94bp相当で、穏やかな水準に留まりました。以上から、トルコのプライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、欧州・地中海沿岸諸国部門の税引前利益は当第3四半期累計期間に5億3200万ユーロに上りました。前年同期との比較では、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと28.3%の大幅増益となりました。一方、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含むと、増益幅は4.7%へと縮小します。これにはトルコリラが、当第3四半期累計期間に前年同期と比べて大幅下落したことが響きました。

バンクウエスト

バンクウエストは当四半期も活発な営業活動を維持しましたが、低金利で厳しさが増す環境での活動でした。融資残高は、個人および法人顧客向け貸付が穏やかに伸びたことから、前年同期比2.4%²増加しました。預金残高は、顧客預金が大幅な伸びを示し（+5.0%⁴）、全体では前年同期比4.3%²増加しました。プライベート・バンキング業務の運用資産残高は、2019年9月末現在153億米ドルに上り、2018年9月末の水準と比べて8.1%²増加しました。バンクウエストはCIBとの協働を拡大した結果、当年度において既に46件の取引を共同で実行しています。また、バンクウエストは引き続きデジタルバンキングを拡充し、当四半期に16,700超の口座がオンラインで開設されました（前年同期比23%の増加）。

営業収益⁵は、当四半期に6億100万ユーロとなり、前年同期と比べて0.9%²の減収でした。純利息収入は、金利低下圧力の続く環境が利鞘を直撃したことから減少した一方で、営業活動の活発化や手数料収入の増加でこれを補うに足りませんでした。

営業費用⁵は当四半期に大幅に減少しました。当四半期の営業費用は4億3300万ユーロとなり、前年同期と比べて4.2%²減少しました。これには人員削減に加え、サポート業務を低コスト地域（アリゾナ州）へ移

¹ トルコのプライベート・バンキングの100%を含む

² 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く

³ Raiffeisen Bank Polska のコア銀行業務の買収契約は2018年10月31日に調印（ただし、個人向け外貨建て住宅ローンポートフォリオおよびその他の一定の資産を除く）

⁴ 財務活動に関わる預金を除く

⁵ 米国プライベート・バンキングの100%を含む

転させ、さらには一定の職能を CIB と共有化したことが貢献しました。その結果、当四半期に 5.1 ポイントの大幅な正のジョーズ効果が生み出されました。

これらを受けて、営業総利益¹は当四半期に 1 億 6800 万ユーロとなり、前年同期比 8.5%²増加しました。

当四半期のリスク費用¹は、4300 万ユーロで（前年同期は 3500 万ユーロ）顧客向け融資残高の 32bp 相当となり、依然として低水準に留まりました。

以上から、米国プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、バンクウェストの税引前利益は当四半期に 1 億 1900 万ユーロとなりました。前年同期との比較では、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと 7.4%の増益となりました。一方、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含むと、為替が有利に働いたことから、増益幅は 10.5%へと拡大します。

2019 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益¹は 17 億 6400 万ユーロとなり、前年同期比 1.9%²の減収でした。純利息収入の落ち込みを、営業活動の活発化や手数料収入の増加でこれを補うに足りませんでした。営業費用¹は、事業改編計画の効果を受けて当第 3 四半期累計期間は 13 億 600 万ユーロとなり、前年同期比 1.7%²減少しました。これらを受けて、営業総利益¹は当第 3 四半期累計期間に 4 億 5800 万ユーロとなり、前年同期と比べて 2.2%²減少しました。リスク費用¹は 6400 万ユーロで、前年同期から 1700 万ユーロ増加しました。当第 3 四半期累計期間のリスク費用は、顧客向け融資残高の 16bp 相当で低水準に留まりました。以上から、米国プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、バンクウェストの税引前利益は当第 3 四半期累計期間に 3 億 7400 万ユーロとなりました。前年同期との比較では、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと 5.9%の減益となりました。一方、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含むと、為替が有利に働いたことから、0.3%の増益となります。

保険およびウェルス&アセット・マネジメント

保険およびウェルス&アセット・マネジメント部門は、当四半期も事業成長を維持しました。運用資産残高³は、2019 年 9 月末現在で 1 兆 1100 億ユーロに上りました。2018 年 12 月末との比較で、運用資産残高は 8.0%増加しましたが、これには主に以下の 4 つの要因が作用していました：(i) 運用パフォーマンス効果、(ii) 資金流入、(iii) 為替変動の影響、(iv) 連結範囲変更の影響。(i) 金融市場の回復を受けて+655 億ユーロ相当の極めて良好なパフォーマンス効果がありました。(ii) 資金純流入は+138 億ユーロに上りました。とりわけ、ウェルス・マネジメントのアジア、ベルギーおよびドイツで旺盛な資金流入がありました；アセット・マネジメントでは、当四半期にマネーマーケットファンドが減少したため、若干の純流出となりました；保険部門では当四半期に純流入となりましたが、ユニットリンク保険がその大きなシェアを占めました。(iii) 為替変動による影響は+83 億ユーロでした。(iv) 連結範囲の変更による影響は-36 億ユーロでしたが、これは SBI Life を連結の範囲から除外したことに起因します。

2019 年 9 月末現在、運用資産残高³の内訳は以下のとおりでした：アセット・マネジメントは 4360 億ユーロ；ウェルス・マネジメントは 3850 億ユーロ；保険部門は 2600 億ユーロ；不動産管理部門は 300 億ユーロ。

保険部門は、当四半期も事業開発を継続しましたが、とりわけ、国際展開する貯蓄型商品および保障保険の販売を伸ばすとともに、Cardif IARD を通してフランス国内リテール・バンキング支店網で販売する損害保険でも成果を上げました。当部門はまた、デジタル変革の実施を継続した結果、フランスで完全にデジタル化された申請手続きを導入しました（Cardif Libertés Emprunteur）。これにより申込みの 9 割方が即時に回答を得られるようになりました。

保険部門の営業収益は、当四半期に 7 億 6100 万ユーロとなり、前年同期と比べて 2.7%増加しましたが、特にイタリア、アジアおよび中南米がその原動力となりました。営業費用は、事業開発を反映して 3 億 7000 万ユーロとなり、前年同期比 5.6%増加しました。以上から、保険部門の税引前利益は当四半期に前年同期比 0.7%増加して、4 億 3200 万ユーロとなりました。

¹ 米国プライベート・バンキングの 100%を含む

² 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く

³ 分配金を含む

ウェルス&アセット・マネジメント部門では、ウェルス・マネジメント部門が、ザ・アセット・トリプル A・アワードにおいて 'Best Private Bank in Hong Kong'（香港の最優秀プライベート・バンク賞）を授与され、また、プライベート・バンカー・インターナショナル・アワードにおいて 'Outstanding Global Private Bank in Europe'（欧州の傑出したグローバル・プライベート・バンク賞）を授与されたことにより、当部門のグローバル市場における専門的能力が評価されました。一方、アセット・マネジメント部門では、商品群及び地域の組織や事業体を合理化する計画を開始することにより、引き続き事業の変革を進めるとともに適応化の範囲を拡大させました。また、アセット・マネジメント部門の専門的能力は、Mieux Vivre Votre Argent 誌の 2019 年 Corbeille アワードにおいて、3 部門で受賞することによって高い評価を受けました。不動産管理部門は、当四半期に活発な営業活動を展開し、とりわけドイツで成果を上げました。

ウェルス&アセット・マネジメント部門の営業収益は、不動産管理部門およびウェルス・マネジメント部門が牽引し、当四半期に 8 億 300 万ユーロに上り、前年同期比 1.5%の増収でした。営業費用は、事業改編計画の効果が発揮され（特にアセット・マネジメント）、当四半期に 6 億 4900 万ユーロで前年同期比 0.8%減少しました（アセット・マネジメントでは、Aladdin IT アウトソーシング・ソリューションを順調に導入したことから、2020 年初頭までに 50 のアプリを漸次廃棄する予定）。これらを受けて、当四半期に 2.3 ポイントの正のジョーズ効果が生み出されました。以上より、国内市場部門、トルコおよび米国からプライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を配分された後、ウェルス&アセット・マネジメント部門の税引前利益は当四半期に 1 億 7000 万ユーロとなり、前年同期比 18.3%の大幅増益を果たしました。

2019 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、保険部門の営業収益は 24 億 1400 万ユーロに上り、前年同期比 12.9%の増収となりました。これには以下の要因が貢献しました：金融市場が 2018 年末以降、急反発したことを受けて、時価評価の対象となる資産の価格が回復し、再評価によるプラス影響がありました；国際展開する業務が順調に成長しました。営業費用は、事業開発を受けて当第 3 四半期累計期間に 11 億 2000 万ユーロとなり、前年同期比 5.6%増加したことから、大幅な正のジョーズ効果が生み出されました。関連会社からの利益貢献は、高水準であった前年同期から減少しました。以上から、当第 3 四半期累計期間の税引前利益は 14 億 1200 万ユーロとなり、前年同期と比べて 14.0%の大幅増益を果たしました。

ウェルス&アセット・マネジメント部門の営業収益は、当第 3 四半期累計期間に 23 億 6400 万ユーロとなり、前年同期比 2.4%の減収でした。その背景には、不動産管理部門で特に高水準であった前年同期との比較で不利になったことに加え、2018 年末の市場急落の影響が当年度第 1 四半期にも及んだことがありました（とりわけ、アセット・マネジメントおよびウェルス・マネジメントの顧客による投資活動が低迷）。営業費用は、特にドイツにおけるウェルス・マネジメント業務の開発が負担となった一方で、アセット・マネジメントで費用が減少したことから、当第 3 四半期累計期間に 19 億 2200 万ユーロとなり、前年同期比 0.8%の増加に留まりました。以上より、国内市場部門、トルコおよび米国からプライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を配分された後、ウェルス&アセット・マネジメント部門の税引前利益は当第 3 四半期累計期間に 4 億 7900 万ユーロとなり、前年同期と比べて 10.5%の減益でした。

*
* *

ホールセールバンキング事業（CIB）

ホールセールバンキング事業（CIB）は、事業改編計画の実施を継続しました。CIB は、定型業務の自動化を加速し、コスト節減策を実施した結果、当四半期に 6200 万ユーロのコスト節減を果たしました。CIB は引き続き特定の顧客層に的を絞った成長を追求しました。その一環として、顧客である運用会社に継続してサービスを提供するために、CIB は、プライムブローカレッジ業務および電子取引による執行に関して、必要な技術移転および人事異動も含め、ドイツ銀行と拘束力のある契約¹を結びました。また CIB は、特定業務の最適化を継続しましたが、ファンドの販売業務を Allfunds に移管するとともに、戦略的に Allfunds 株の 22.5%を取得する契約を締結しました¹。なお、Allfunds は、ウェルステック・プラットフォームを提供する世界的なリーダー企業のひとつです。

¹ 規制当局の承認を得ることを条件とする

CIB の営業収益は、当四半期に 28 億 7300 万ユーロに上り、前年同期比 12.0%の増収を果しました。CIB の 3つの部門全てで増収となりましたが、これには顧客リレーションの強化が貢献していました。

グローバルマーケット部門の営業収益は、当四半期に 12 億 9900 万ユーロで前年同期比 14.7%の増収でしたが、新設されたキャピタルマーケット・プラットフォーム¹の影響を除くと、増収幅は 17.2%へと拡大します。当部門は、市場シェアの拡大を利用して、顧客業務を順調に伸ばしました。市場リスクを測定するヴァリュエーション・アット・リスク (VaR) は、依然として低水準 (2500 万ユーロ) に留まりました。

FICC²業務の営業収益は、当四半期に 9 億 1500 万ユーロに上り、不利な状況に見舞われた前年同期と比べて 34.6%の増収を果しました (新設されたキャピタルマーケット・プラットフォーム¹の影響を除くと +38.7%)。その背景には、クレジットおよび新発債が急増し、また為替およびエマージング市場業務が回復し、さらに、金利業務も好調であったことが挙げられます。FICC は、債券引受業務における確固たる地位を確認しました (ユーロ建て全債券で第 1 位に輝き、全国際債券で第 8 位にランクインし、さらにサステイナブルボンドで世界第 2 位につけました)。一方、株式およびプライムサービス業務の営業収益は、当四半期に 3 億 8400 万ユーロで前年同期比 15.1%の減収となりました。その背景には、フロー業務が、活気を欠く市場環境の影響を受けたことがありますが、仕組商品業務による証券発行の増加およびプライムサービス業務の若干の伸びが、これを一部補いました。

セキュリティーズ・サービス部門の営業収益は、事業成長を受けて当四半期に 5 億 3500 万ユーロとなり、前年同期比 6.4%の増収でした。カストディ業務の受託資産および管理資産残高は、2018 年 9 月末の水準と比べて 10.2%の急増を果しました。これにはとりわけ、Janus Henderson からの 1800 億米ドルに上る資産の移管が寄与していました。また、当四半期に取引件数が前年同期比 9.5%増加しました。当部門の専門的能力は、The Banker 誌によって 'Transaction Bank of the Year for securities services' (セキュリティーズ・サービスにおける年間最優秀トランザクションバンク賞) を授与され、評価されました。

コーポレートバンキング部門の営業収益は、当四半期に 10 億 3900 万ユーロで前年同期比 11.7%の増収となりました (新設されたキャピタルマーケット・プラットフォーム¹の影響を除くと +8.7%)。営業収益は全ての地域で増収となりましたが、とりわけ欧州での非常に好調な営業展開が原動力となりました：欧州の取引件数は大幅に増加し、また顧客との取引でキャピタルマーケット・プラットフォームを強化しました。融資残高は、当四半期に 1500 億ユーロに上り、前年同期と比べて 7.1%³増加しました。当部門はシンジケートローンで EMEA⁴地域の第 1 位に輝き、同分野における強固な地位を確認しました。トレードファイナンスでは、当部門は欧州の第 1 位の地位を引き続き強化し、またアジアで初めて第 2 位にランクインしました。一方、預金残高は、当四半期に 1460 億ユーロとなり、前年同期から 12.9%³増加しました。当部門はデジタルサービスの開発で以下のように成果を確認しました：11,000 の法人顧客が Centric プラットフォームを利用しており、1 日当たりの総接続回数は 19,000 回に上っています。当部門の専門的能力は、The Banker 誌によって 'Most Innovative Investment Bank' (最も革新的な投資銀行賞) を授与され、評価されました。

CIB の営業費用は、当四半期に 19 億 7400 万ユーロとなり、前年同期比 4.8%増加しました。その結果、当四半期に 7.2 ポイントの大幅な正のジョーズ効果が生み出されました。これには費用節減策および事業改編計画が奏功しましたが、とりわけ、共有プラットフォームの強化、エンドツーエンドでデジタル化されたプロセスの実施、オペレーション業務の自動化が貢献しました。

これらを受けて、当四半期の営業総利益は、前年同期比 32.0%増加して 8 億 9800 万ユーロとなりました。

CIB のリスク費用は、当四半期に 8100 万ユーロの低水準に留まりましたが、純額で 4900 万ユーロの引当金戻入益が計上された前年同期と比べて 1 億 3000 万ユーロ増加しました。なお、当四半期のリスク費用には、特定の大口債権が影響していました。

以上から、CIB の税引前利益は当四半期に 8 億 3400 万ユーロに上り、前年同期比 13.5%の大幅増益となりました。

¹ 法人顧客の資金ニーズに対応するために、2019 年度第 1 四半期に設置された、グローバルマーケット部門とコーポレートバンキング部門の共有プラットフォーム (グローバルマーケット部門の FICC 業務からコーポレートバンキング部門へ、2800 万ユーロの営業収益を当四半期に振替え)

² Fixed Income, Currencies and Commodities (債券・通貨・コモディティ)

³ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除いた、期中平均残高

⁴ Europe, Middle East, Africa (欧州、中東、アフリカ)

2019 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、CIB の営業収益は、3 つの業務部門全てで増収となったことから、前年同期比 6.3%増加して 89 億 8000 万ユーロに上りました。グローバルマーケット部門の営業収益は、42 億 3000 万ユーロで前年同期比 3.8%増加しましたが、新設されたキャピタルマーケット・プラットフォーム¹の影響を除くと、増収幅は 5.8%へと拡大します。FICC²の営業収益は、当第 3 四半期累計期間に 27 億 4300 万ユーロとなり、前年同期比 23.9%増加しました（新設されたキャピタルマーケット・プラットフォーム¹の影響を除くと+27.5%）。当第 3 四半期累計期間には、全てのセグメントで好成績を上げましたが、とりわけ為替業務が著しい回復を遂げました。株式およびプライムサービス業務の営業収益は、当第 3 四半期累計期間に 14 億 8700 万ユーロとなり、高水準で推移した前年同期から 20.1%減少しました。当業務部門は、2018 年度第 4 四半期に相場の極端な変動の影響を被りましたが、その後、取引が持ち直したものの、2019 年初は緩慢な回復に過ぎませんでした。セキュリティーズ・サービス部門の営業収益は、当第 3 四半期累計期間に 16 億 4700 万ユーロで前年同期比 6.1%の増収でした。これにはとりわけ、取引の増加、新規マンドートの効果、および特定取引からの高収益が寄与しました。コーポレートバンキング部門の営業収益は、当第 3 四半期累計期間に 31 億 200 万ユーロに上り、前年同期比 9.9%増加しました（新設されたキャピタルマーケット・プラットフォーム¹の影響を除くと+7.1%）。これには欧州での好調な営業展開が原動力となっており、またトランザクションバンキング（キャッシュマネジメント、トレードファイナンスなど）が引き続き伸びたことも貢献しました。

CIB の営業費用は、当第 3 四半期累計期間に 64 億 3400 万ユーロとなり、前年同期比 3.0%増加しました。取引の増加がコスト増要因となった一方で、費用節減策および事業改編計画の効果（当第 3 四半期累計期間は 1 億 8200 万ユーロ）も反映されました。その結果、当第 3 四半期累計期間に 3.3 ポイントの正のジョーズ効果が生み出されました。

これらを受けて、CIB の営業総利益は、当第 3 四半期累計期間に 25 億 4600 万ユーロに上り、前年同期と比べて 15.4%増加しました。

CIB のリスク費用は依然として低水準で、当第 3 四半期累計期間に 1 億 3800 万ユーロとなりました。なお、前年同期には多額の戻入益があったため、純額で 5700 万ユーロの引当金戻入益が計上されました。

以上から、CIB の税引前利益は当第 3 四半期累計期間に 24 億 600 万ユーロに上り、前年同期比 5.1%の増益となりました。

*
* *

コーポレート・センター

コーポレート・センターの営業収益は、当四半期に 2700 万ユーロとなりました。これに対し、ファースト・ハワイアン・バンクから 2018 年 7 月分の収益貢献³（5500 万ユーロ）があった前年同期には、900 万ユーロの営業収益が計上されました。

営業費用は、当四半期に 3 億 6300 万ユーロとなり、これに対し前年同期は 4 億 1500 万ユーロでした。当四半期の営業費用には、一時項目として以下が含まれていました：事業改編計画の費用が 1 億 7800 万ユーロ（前年同期は 2 億 4800 万ユーロ）；買収に関わる事業再編費用⁴が 4800 万ユーロ（前年同期は 1900 万ユーロ）；追加的な事業適応策⁵（早期退職制度）に関わる費用が 3000 万ユーロ（前年同期はゼロ）。なお、前年同期の営業費用には、ファースト・ハワイアン・バンクの営業費用（2700 万ユーロ）が含まれていました。

当四半期のリスク費用は、前年同期と同様に僅少額でした。

¹ グローバルマーケット部門の FICC 業務からコーポレートバンキング部門へ、8100 万ユーロの営業収益を当第 3 四半期累計期間に振替え

² Fixed Income, Currencies and Commodities（債券・通貨・コモディティ）

³ ファースト・ハワイアン・バンク（FHB）は 2018 年 8 月 1 日をもって連結の範囲から除外されている。FHB によるグループ損益計算書への貢献は、2018 年 1 月 1 日をスタート日とした遡及的修正により、コーポレート・センターへ振替えられている（2019 年 3 月 29 日公表の四半期業績資料を参照のこと）

⁴ 特に Raiffeisen Bank Polska および Opel Bank SA の統合に関わる事業再編費用が影響

⁵ BNL bc およびアセット・マネジメント部門

営業外項目は、当四半期に 2000 万ユーロの利益となり、これに対し前年同期は 2 億 8500 万ユーロの利益が計上されました。なお、前年同期の営業外項目には、ファースト・ハワイアン・バンク株 30.3%を売却したことによる譲渡益 2 億 8600 万ユーロが含まれていました。

以上から、コーポレート・センターの税引前利益は当四半期に -2 億 9900 万ユーロとなり、これに対し前年同期は -1 億 100 万ユーロでした。

2019 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、コーポレート・センターの営業収益は 1 億 1700 万ユーロとなりました。これに対し、ファースト・ハワイアン・バンクからの収益貢献（3 億 5900 万ユーロ）¹を含んでいた前年同期には、4 億 8000 万ユーロの営業収益が計上されました。営業費用は、当第 3 四半期累計期間に 11 億 9900 万ユーロとなり、これに対し前年同期は 13 億 6000 万ユーロでした。当第 3 四半期累計期間の営業費用には、一時項目として以下が含まれていました：事業改編計画の費用が 5 億 6800 万ユーロ（前年同期は 7 億 2100 万ユーロ）；買収に関わる事業再編費用²が 1 億 4800 万ユーロ（前年同期は 3200 万ユーロ）；追加的な事業適応策³（早期退職制度）に関わる費用が 8100 万ユーロ（前年同期はゼロ）。なお、前年同期の営業費用には、ファースト・ハワイアン・バンク¹の営業費用 1 億 8900 万ユーロが含まれていました。当第 3 四半期累計期間のリスク費用は、純額で 200 万ユーロの戻入益となりました。これに対し、前年同期のリスク費用は、ファースト・ハワイアン・バンクに関わる 1300 万ユーロの引当金繰入額を含めて、純額で 3600 万ユーロの引当金繰入額が計上されました。営業外項目は、当第 3 四半期累計期間に 7 億 2400 万ユーロの利益となりました（前年同期は 4 億 4100 万ユーロの利益）。当第 3 四半期累計期間の営業外項目には、一時項目として以下が含まれていました：インドの SBI Life 株 16.8%を売却したことによる譲渡益、および、残部の 5.2%持分を連結の範囲から除外した影響が合計で+14 億 5000 万ユーロ；のれんの減損損失として-8 億 1800 万ユーロ。なお、前年同期の営業外項目には、建物の売却による譲渡益 +1 億 100 万ユーロに加え、ファースト・ハワイアン・バンク株 30.3%の売却による譲渡益 +2 億 8600 万ユーロが含まれていました。以上から、コーポレート・センターの税引前利益は、当第 3 四半期累計期間に -2 億 9100 万ユーロとなり、これに対し前年同期は -4 億 1600 万ユーロでした。

*
* *

財務構造

グループのバランスシートは極めて盤石です。

普通株式等 Tier 1 比率は 2019 年 9 月末現在で 12.0%となり、2019 年 6 月末の水準から 10bp 上昇しました。これには主に、配当性向 50%を前提とした現金配当を考慮後の、当四半期純利益が貢献していました（+10bp）。為替レート変動の影響を除くリスク加重資産は、当四半期に横ばいとなりました。これには、2019 年度上半期中に実行できなかった特定の取引を含めて、当四半期に実施した証券化がより大きく影響しました。その他の要因が普通株式等 Tier 1 比率に及ぼした影響は、全体として軽微でした。

レバレッジ比率⁴は 2019 年 9 月末現在で 4.0%となりました。

グループの即時利用可能な余剰資金は、2019 年 9 月末現在で 3510 億ユーロに上りました。これは短期資金調達との関係で、1 年超の余裕資金があることを意味します。

*
* *

¹ ファースト・ハワイアン・バンク（FHB）は 2018 年 8 月 1 日をもって連結の範囲から除外されている。FHB によるグループ損益計算書への貢献は、2018 年 1 月 1 日をスタート日とした遡及的修正により、コーポレート・センターへ振替えられている（2019 年 3 月 29 日公表の四半期業績資料を参照のこと）

² 特に Raiffeisen Bank Polska および Opel Bank SA の統合に関わる事業再編費用が影響

³ BNL bc およびアセット・マネジメント部門

⁴ 2014 年 10 月 10 日付けの欧州委員会（EC）委任法令に基づき算定された比率

以上の決算内容について、ジャン＝ローラン・ボナフェ最高経営責任者は次のように述べています。

「BNP パリバは、2019 年度第 3 四半期に 19 億ユーロの株主帰属純利益を上げました。営業収益は、事業成長を受けて 3 事業部門全てで増収を果たしました。営業費用は、事業改編計画の効果が発揮され確かなコスト抑制が利いたことから、当四半期に全ての事業部門で正のジョーズ効果が生み出されました。リスク費用は依然として低水準に留まりました。

普通株式等 Tier 1 比率は 12.0%へと上昇し、グループのバランスシートが盤石であることを証明しています。

グループは顧客のために導入した新たなデジタルサービスで成功を収めており、また、意欲的な社会的責任方針を積極的に実施しています。

このような好業績を収めるために惜しみない努力を続けた、グループの全従業員に感謝の意を表します。」

連結損益計算書

	3Q19	3Q18	3Q19 / 3Q18	2Q19	3Q19 / 2Q19	9M19	9M18	9M19 / 9M18
(単位：百万ユーロ)								
グループ								
営業収益	10,896	10,352	+5.3%	11,224	-2.9%	33,264	32,356	+2.8%
営業費用および減価償却費	-7,421	-7,277	+2.0%	-7,435	-0.2%	-23,305	-22,905	+1.7%
営業総利益	3,475	3,075	+13.0%	3,789	-8.3%	9,959	9,451	+5.4%
リスク費用	-847	-686	+23.5%	-621	+36.4%	-2,237	-1,868	+19.8%
営業利益	2,628	2,389	+10.0%	3,168	-17.0%	7,722	7,583	+1.8%
持分法適用会社投資損益	143	139	+2.9%	180	-20.6%	457	433	+5.5%
その他の営業外項目	34	288	-88.2%	29	+17.0%	686	509	+34.8%
営業外項目	177	427	-58.6%	209	-15.3%	1,143	942	+21.3%
税引前利益	2,805	2,816	-0.4%	3,377	-16.9%	8,865	8,525	+4.0%
法人税	-767	-583	+31.6%	-795	-3.5%	-2,229	-2,059	+8.3%
少数株主帰属純利益	-100	-109	-8.3%	-114	-12.3%	-312	-382	+18.3%
株主帰属純利益	1,938	2,124	-8.8%	2,468	-21.5%	6,324	6,084	+3.9%
コスト/インカム率	68.1%	70.3%	-2.2 pt	66.2%	+1.9 pt	70.1%	70.8%	-0.7 pt

BNP パリバの 2019 年度第 3 四半期に関わる財務情報の開示は、本プレスリリースに含まれています。

登録書類を含む法令上要求される全ての開示情報は、<http://invest.bnpparibas.com> の「Results（業績）」セクションからオンラインで入手可能であり、フランス通貨金融法典 L.451-1-2 条およびフランス金融市場庁（Autorité des Marchés Financiers）の一般規則第 222-1 条以降の規定に従い、BNP パリバにより公表されています。

2019 年度第 3 四半期 – コア事業別業績

	国内市場部門	国際金融 サービス部門	ホールセール バンキング事業	事業部門 合計	コーポレート・ センター	グループ 合計
(単位：百万ユーロ)						
営業収益	3,748	4,248	2,873	10,869	27	10,896
対前年同期比	+0.3%	+5.1%	+12.0%	+5.1%	n.s.	+5.3%
対前四半期比	-1.6%	-0.3%	-7.3%	-2.7%	-49.6%	-2.9%
営業費用および減価償却費	-2,539	-2,545	-1,974	-7,058	-363	-7,421
対前年同期比	+0.3%	+4.0%	+4.8%	+2.9%	-12.5%	+2.0%
対前四半期比	+3.9%	-0.6%	-1.1%	+0.9%	-16.9%	-0.2%
営業総利益	1,209	1,704	898	3,811	-336	3,475
対前年同期比	+0.3%	+6.8%	+32.0%	+9.5%	-17.1%	+13.0%
対前四半期比	-11.5%	+0.0%	-18.5%	-8.7%	-12.3%	-8.3%
リスク費用	-246	-518	-81	-846	-1	-847
対前年同期比	-1.6%	+6.6%	n.s.	+23.1%	n.s.	+23.5%
対前四半期比	+15.5%	+32.8%	n.s.	+34.8%	n.s.	+36.4%
営業利益	963	1,186	817	2,965	-337	2,628
対前年同期比	+0.8%	+6.9%	+12.0%	+6.1%	-16.6%	+10.0%
対前四半期比	-16.6%	-9.7%	-24.2%	-16.3%	-10.5%	-17.0%
持分法適用会社投資損益	1	118	5	124	19	143
その他の営業外項目	2	1	11	14	20	34
税引前利益	966	1,305	834	3,104	-299	2,805
対前年同期比	+0.6%	+6.7%	+13.5%	+6.4%	n.s.	-0.4%
対前四半期比	-16.0%	-9.5%	-21.2%	-14.9%	+10.0%	-16.9%

	国内市場部門	国際金融 サービス部門	ホールセール バンキング事業	事業部門 合計	コーポレート・ センター	グループ 合計
(単位：百万ユーロ)						
営業収益	3,748	4,248	2,873	10,869	27	10,896
前年同期	3,737	4,041	2,565	10,343	9	10,352
前四半期	3,810	4,262	3,099	11,171	53	11,224
営業費用および減価償却費	-2,539	-2,545	-1,974	-7,058	-363	-7,421
前年同期	-2,531	-2,446	-1,884	-6,862	-415	-7,277
前四半期	-2,443	-2,559	-1,997	-6,999	-436	-7,435
営業総利益	1,209	1,704	898	3,811	-336	3,475
前年同期	1,205	1,595	680	3,481	-405	3,075
前四半期	1,367	1,703	1,102	4,172	-383	3,789
リスク費用	-246	-518	-81	-846	-1	-847
前年同期	-251	-486	49	-687	1	-686
前四半期	-213	-390	-24	-628	7	-621
営業利益	963	1,186	817	2,965	-337	2,628
前年同期	955	1,109	730	2,793	-404	2,389
前四半期	1,154	1,313	1,078	3,545	-377	3,168
持分法適用会社投資損益	1	118	5	124	19	143
前年同期	5	111	4	121	18	139
前四半期	2	149	5	156	24	180
その他の営業外項目	2	1	11	14	20	34
前年同期	0	3	0	3	285	288
前四半期	-6	-21	-25	-52	81	29
税引前利益	966	1,305	834	3,104	-299	2,805
前年同期	960	1,223	734	2,917	-101	2,816
前四半期	1,149	1,442	1,058	3,649	-272	3,377
法人税						-767
少数株主帰属純利益						-100
株主帰属純利益						1,938

2019 年 1-9 月期 - コア事業別業績

		国内市場部門	国際金融 サービス部門	ホールセール バンキング事業	事業部門 合計	コーポレート・ センター	グループ 合計
(単位：百万ユーロ)							
営業収益		11,375	12,792	8,980	33,147	117	33,264
	対前年同期比	+0.2%	+5.9%	+6.3%	+4.0%	-75.7%	+2.8%
営業費用および減価償却費		-7,880	-7,792	-6,434	-22,106	-1,199	-23,305
	対前年同期比	+0.1%	+4.9%	+3.0%	+2.6%	-11.8%	+1.7%
営業総利益		3,495	5,001	2,546	11,042	-1,083	9,959
	対前年同期比	+0.6%	+7.6%	+15.4%	+6.9%	+23.0%	+5.4%
リスク費用		-764	-1,337	-138	-2,239	2	-2,237
	対前年同期比	+5.5%	+14.7%	n.s.	+22.2%	n.s.	+19.8%
営業利益		2,731	3,664	2,408	8,803	-1,081	7,722
	対前年同期比	-0.8%	+5.2%	+6.4%	+3.6%	+18.0%	+1.8%
持分法適用会社投資損益		-3	381	12	390	67	457
その他の営業外項目		-3	-20	-15	-38	724	686
税引前利益		2,725	4,025	2,406	9,156	-291	8,865
	対前年同期比	-0.9%	+3.2%	+5.1%	+2.4%	-30.1%	+4.0%
法人税							-2,229
少数株主帰属純利益							-312
株主帰属純利益							6,324

連結四半期業績の推移

(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
グループ							
営業収益	10,896	11,224	11,144	10,160	10,352	11,206	10,798
営業費用および減価償却費	-7,421	-7,435	-8,449	-7,678	-7,277	-7,368	-8,260
営業総利益	3,475	3,789	2,695	2,482	3,075	3,838	2,538
リスク費用	-847	-621	-769	-896	-686	-567	-615
営業利益	2,628	3,168	1,926	1,586	2,389	3,271	1,923
持分法適用会社投資損益	143	180	134	195	139	132	162
その他の営業外項目	34	29	623	-98	288	50	171
税引前利益	2,805	3,377	2,683	1,683	2,816	3,453	2,256
法人税	-767	-795	-667	-144	-583	-918	-558
少数株主帰属純利益	-100	-114	-98	-97	-109	-142	-131
株主帰属純利益	1,938	2,468	1,918	1,442	2,124	2,393	1,567
コスト/インカム率	68.1%	66.2%	75.8%	75.6%	70.3%	65.7%	76.5%

(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
リテール・バンキング事業およびサービス事業 PEL/CEL の影響を除く							
営業収益	8,006	8,045	8,096	7,767	7,774	7,915	7,731
営業費用および減価償却費	-5,084	-5,002	-5,586	-5,154	-4,978	-4,907	-5,416
営業総利益	2,922	3,042	2,510	2,613	2,796	3,008	2,315
リスク費用	-765	-604	-733	-722	-736	-526	-627
営業利益	2,158	2,439	1,777	1,891	2,060	2,482	1,688
持分法適用会社投資損益	119	151	108	131	117	107	132
その他の営業外項目	3	-27	1	-4	3	0	59
税引前利益	2,280	2,563	1,886	2,018	2,179	2,589	1,879
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	54.7	54.6	54.3	52.5	52.1	52.0	51.8

(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
リテール・バンキング事業およびサービス事業							
営業収益	7,997	8,072	8,099	7,782	7,778	7,916	7,733
営業費用および減価償却費	-5,084	-5,002	-5,586	-5,154	-4,978	-4,907	-5,416
営業総利益	2,913	3,070	2,513	2,628	2,800	3,009	2,316
リスク費用	-765	-604	-733	-722	-736	-526	-627
営業利益	2,148	2,467	1,780	1,907	2,064	2,482	1,689
持分法適用会社投資損益	119	151	108	131	117	107	132
その他の営業外項目	3	-27	1	-4	3	0	59
税引前利益	2,270	2,591	1,889	2,033	2,183	2,589	1,880
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	54.7	54.6	54.3	52.5	52.1	52.0	51.8

(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
国内市場部門（フランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクのプライベート・バンキングの 100%を含む）* PEL/CEL の影響を除く							
営業収益	3,892	3,925	3,961	3,903	3,874	3,938	3,969
営業費用および減価償却費	-2,607	-2,516	-2,983	-2,603	-2,605	-2,528	-2,971
営業総利益	1,285	1,408	978	1,300	1,269	1,411	998
リスク費用	-245	-214	-307	-322	-251	-204	-270
営業利益	1,040	1,194	671	978	1,018	1,206	727
持分法適用会社投資損益	1	2	-6	0	5	-3	-6
その他の営業外項目	2	-6	1	-2	0	1	1
税引前利益	1,043	1,190	666	975	1,024	1,205	723
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-67	-68	-58	-59	-67	-73	-65
国内市場部門税引前利益	975	1,122	608	917	956	1,132	658
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	25.7	25.7	25.5	25.2	25.0	24.7	24.4

(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
国内市場部門（フランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクのプライベート・バンキングの 2/3 を含む）							
営業収益	3,748	3,810	3,816	3,783	3,737	3,792	3,820
営業費用および減価償却費	-2,539	-2,443	-2,897	-2,528	-2,531	-2,454	-2,888
営業総利益	1,209	1,367	919	1,255	1,205	1,338	933
リスク費用	-246	-213	-305	-320	-251	-205	-269
営業利益	963	1,154	615	935	955	1,133	664
持分法適用会社投資損益	1	2	-6	0	5	-3	-6
その他の営業外項目	2	-6	1	-2	0	1	1
税引前利益	966	1,149	610	932	960	1,132	659
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	25.7	25.7	25.5	25.2	25.0	24.7	24.4

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の 100%を含む

(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
フランス国内リテール・バンキング事業（フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む）*							
営業収益	1,558	1,624	1,597	1,568	1,575	1,593	1,595
うち受取利息純額	891	916	915	902	900	875	891
うち手数料	667	708	682	666	676	718	704
営業費用および減価償却費	-1,163	-1,102	-1,186	-1,149	-1,168	-1,104	-1,189
営業総利益	396	522	412	419	407	489	406
リスク費用	-75	-83	-72	-85	-90	-54	-59
営業利益	320	440	340	334	317	435	347
営業外項目	0	0	1	-3	0	1	0
税引前利益	320	440	340	332	318	437	346
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-40	-37	-34	-32	-38	-39	-39
フランス国内リテール・バンキング税引前利益	281	402	306	299	280	397	307
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	10.0	9.9	9.8	9.6	9.5	9.3	9.2

(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
フランス国内リテール・バンキング事業（フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む）* PEL/CELの影響を除く							
営業収益	1,568	1,596	1,595	1,553	1,571	1,593	1,594
うち受取利息純額	901	889	912	887	896	875	890
うち手数料	667	708	682	666	676	718	704
営業費用および減価償却費	-1,163	-1,102	-1,186	-1,149	-1,168	-1,104	-1,189
営業総利益	405	495	409	404	403	489	405
リスク費用	-75	-83	-72	-85	-90	-54	-59
営業利益	330	412	337	319	313	435	346
営業外項目	0	0	1	-3	0	1	0
税引前利益	330	412	338	317	314	436	345
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-40	-37	-34	-32	-38	-39	-39
フランス国内リテール・バンキング税引前利益	290	374	304	284	276	397	306
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	10.0	9.9	9.8	9.6	9.5	9.3	9.2

(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
フランス国内リテール・バンキング事業（フランス国内プライベート・バンキングの2/3を含む）							
営業収益	1,490	1,549	1,522	1,498	1,502	1,517	1,517
営業費用および減価償却費	-1,133	-1,065	-1,147	-1,112	-1,133	-1,068	-1,151
営業総利益	357	484	376	386	369	449	367
リスク費用	-77	-81	-70	-84	-90	-53	-59
営業利益	281	402	305	302	280	396	307
営業外項目	0	0	1	-3	0	1	0
税引前利益	281	402	306	299	280	397	307
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	10.0	9.9	9.8	9.6	9.5	9.3	9.2

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

** PEL/CELに係る引当金に関する留意事項：当該引当金は、フランス国内リテール・バンキング事業収益において計上されているが、住宅財形貯蓄制度（Plans Epargne Logement: PEL）および住宅財形貯蓄口座（Comptes Epargne Logement: CEL）から全存続期間にわたり生じるリスクを考慮している

(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
PEL-CELの影響	-10	28	2	15	4	0	1

(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
BNL バンカ・コメルシアーレ（イタリア国内プライベート・バンキングの100%を含む）*							
営業収益	663	684	675	722	660	698	713
営業費用および減価償却費	-446	-433	-470	-440	-439	-438	-480
営業総利益	217	251	205	282	221	259	233
リスク費用	-109	-107	-165	-164	-131	-127	-169
営業利益	108	144	40	117	90	132	63
営業外項目	0	0	0	-2	0	-1	0
税引前利益	108	144	40	116	89	130	63
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-10	-11	-10	-11	-10	-10	-12
BNL バンカ・コメルシアーレ税引前利益	98	133	30	105	80	120	51
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.3	5.3	5.3	5.5	5.5	5.5	5.4
(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
BNL バンカ・コメルシアーレ（イタリア国内プライベート・バンキングの2/3を含む）							
営業収益	641	663	654	700	638	675	691
営業費用および減価償却費	-434	-422	-460	-429	-427	-427	-470
営業総利益	207	241	195	272	211	248	221
リスク費用	-109	-108	-164	-165	-131	-127	-170
営業利益	98	133	30	107	80	122	51
営業外項目	0	0	0	-2	0	-1	0
税引前利益	98	133	30	105	80	120	51
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.3	5.3	5.3	5.5	5.5	5.5	5.4
(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
ベルギー国内リテール・バンキング事業（ベルギー国内プライベート・バンキングの100%を含む）*							
営業収益	853	878	915	857	887	917	934
営業費用および減価償却費	-541	-535	-844	-571	-563	-552	-835
営業総利益	312	342	71	286	324	365	99
リスク費用	-20	3	-34	-43	4	2	-6
営業利益	292	345	37	243	328	367	93
持分法適用会社投資損益	5	5	-3	4	8	1	-3
その他の営業外項目	1	-6	0	7	0	0	1
税引前利益	298	344	35	253	336	368	92
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-17	-19	-14	-15	-19	-23	-13
ベルギー国内リテール・バンキング税引前利益	281	325	21	238	317	345	79
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.8	5.9	5.8	5.7	5.7	5.6	5.6
(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
ベルギー国内リテール・バンキング事業（ベルギー国内プライベート・バンキングの2/3を含む）							
営業収益	813	836	868	817	845	872	887
営業費用および減価償却費	-519	-512	-811	-547	-539	-529	-803
営業総利益	295	323	57	270	305	344	85
リスク費用	-20	3	-33	-42	4	0	-4
営業利益	275	326	24	228	309	344	80
持分法適用会社投資損益	5	5	-3	4	8	1	-3
その他の営業外項目	1	-6	0	7	0	0	1
税引前利益	281	325	21	238	317	345	79
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.8	5.9	5.8	5.7	5.7	5.6	5.6

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
ルクセンブルクを含むその他国内市場部門（ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの100%を含む）*							
営業収益	807	767	776	771	755	731	728
営業費用および減価償却費	-457	-447	-483	-443	-435	-433	-467
営業総利益	351	320	292	328	320	298	261
リスク費用	-41	-27	-37	-29	-33	-25	-36
営業利益	310	293	256	299	287	273	225
持分法適用会社投資損益	-4	-4	-3	-4	-3	-3	-2
その他の営業外項目	1	0	0	-5	0	0	-1
税引前利益	307	290	253	290	284	271	223
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-1	-1	0	-1	-1	-1	-1
その他国内市場部門税引前利益	306	289	253	289	283	270	222
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	4.6	4.6	4.5	4.4	4.3	4.3	4.2

(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
ルクセンブルクを含むその他国内市場部門（ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの2/3を含む）							
営業収益	804	763	772	767	752	728	725
営業費用および減価償却費	-454	-444	-480	-440	-433	-431	-464
営業総利益	350	319	292	327	319	297	260
リスク費用	-41	-27	-37	-29	-33	-25	-36
営業利益	309	292	255	298	286	272	225
持分法適用会社投資損益	-4	-4	-3	-4	-3	-3	-2
その他の営業外項目	1	0	0	-5	0	0	-1
税引前利益	306	289	253	289	283	270	222
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	4.6	4.6	4.5	4.4	4.3	4.3	4.2

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
国際金融サービス部門							
営業収益	4,248	4,262	4,282	3,999	4,041	4,123	3,912
営業費用および減価償却費	-2,545	-2,559	-2,688	-2,626	-2,446	-2,453	-2,529
営業総利益	1,704	1,703	1,594	1,373	1,595	1,671	1,383
リスク費用	-518	-390	-428	-401	-486	-322	-358
営業利益	1,186	1,313	1,165	972	1,109	1,349	1,026
持分法適用会社投資損益	118	149	113	131	111	109	137
その他の営業外項目	1	-21	0	-2	3	-1	58
税引前利益	1,305	1,442	1,279	1,101	1,223	1,457	1,221
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	29.1	28.9	28.8	27.3	27.1	27.3	27.3
(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
パーソナル・ファイナンス							
営業収益	1,444	1,440	1,427	1,411	1,387	1,381	1,354
営業費用および減価償却費	-664	-702	-770	-728	-639	-672	-725
営業総利益	781	738	656	682	748	709	629
リスク費用	-366	-289	-329	-299	-345	-265	-276
営業利益	415	449	327	383	403	443	353
持分法適用会社投資損益	19	17	13	17	21	8	15
その他の営業外項目	0	-13	0	-1	0	-2	4
税引前利益	434	454	340	400	424	450	373
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	8.0	7.9	7.8	7.3	7.2	7.1	7.0
(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
欧州・地中海沿岸諸国部門（トルコ国内プライベート・バンキングの100%を含む）*							
営業収益	657	674	665	600	562	614	581
営業費用および減価償却費	-439	-445	-456	-405	-381	-402	-416
営業総利益	218	230	210	195	181	212	165
リスク費用	-112	-97	-77	-78	-105	-55	-70
営業利益	107	132	133	117	76	157	96
持分法適用会社投資損益	44	66	53	60	43	43	41
その他の営業外項目	-1	0	0	-1	0	-1	54
税引前利益	150	198	186	176	119	199	191
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-1	-1	-1	0	-1	-1	-1
欧州・地中海沿岸諸国部門税引前利益	150	197	185	176	118	199	191
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.3	5.3	5.3	4.8	4.8	4.8	4.8
(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
欧州・地中海沿岸諸国部門（トルコ国内プライベート・バンキングの2/3を含む）							
営業収益	655	672	663	599	561	612	579
営業費用および減価償却費	-438	-444	-455	-404	-380	-401	-415
営業総利益	217	228	209	195	180	211	164
リスク費用	-111	-97	-77	-78	-105	-55	-70
営業利益	106	131	132	117	75	156	95
持分法適用会社投資損益	44	66	53	60	43	43	41
その他の営業外項目	-1	0	0	-1	0	-1	54
税引前利益	150	197	185	176	118	199	191
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.3	5.3	5.3	4.8	4.8	4.8	4.8

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
バンクウェスト（米国プライベート・バンキングの100%を含む）*							
営業収益	601	593	569	599	578	576	535
営業費用および減価償却費	-433	-431	-442	-431	-430	-406	-415
営業総利益	168	162	127	169	148	170	120
リスク費用	-43	-2	-18	-22	-35	0	-12
営業利益	125	160	109	146	113	169	108
持分法適用会社投資損益	0	0	0	0	0	0	0
その他の営業外項目	1	1	0	0	2	0	0
税引前利益	126	161	109	146	116	169	108
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-7	-7	-8	-7	-8	-7	-6
バンクウェスト税引前利益	119	153	101	139	108	162	102
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.4	5.3	5.3	4.9	4.8	5.0	4.9
(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
バンクウェスト（米国プライベート・バンキングの2/3を含む）							
営業収益	585	576	553	581	562	561	522
営業費用および減価償却費	-423	-421	-433	-420	-422	-398	-407
営業総利益	161	155	119	162	140	163	115
リスク費用	-43	-2	-18	-22	-35	0	-12
営業利益	118	152	101	139	106	162	102
営業外項目	1	1	0	0	2	0	0
税引前利益	119	153	101	139	108	162	102
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.4	5.3	5.3	4.9	4.8	5.0	4.9
(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
保険部門							
営業収益	761	779	874	542	741	735	661
営業費用および減価償却費	-370	-360	-389	-346	-351	-342	-367
営業総利益	390	419	484	196	390	393	294
リスク費用	-2	1	-2	2	0	1	0
営業利益	389	420	482	198	390	394	294
持分法適用会社投資損益	43	57	37	43	38	46	75
その他の営業外項目	0	-16	0	0	1	0	0
税引前利益	432	461	520	241	429	440	369
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	8.4	8.3	8.4	8.4	8.4	8.5	8.7
(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
ウェルス&アセット・マネジメント部門							
営業収益	803	795	766	866	791	834	795
営業費用および減価償却費	-649	-632	-641	-728	-654	-639	-614
営業総利益	154	163	125	138	137	195	181
リスク費用	4	-2	-2	-3	-1	-2	0
営業利益	157	161	123	134	136	193	181
持分法適用会社投資損益	12	10	10	11	8	12	5
その他の営業外項目	0	7	0	0	-1	1	0
税引前利益	170	177	132	146	143	206	187
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	2.1	2.1	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
ホールセールバンキング事業							
営業収益	2,873	3,099	3,008	2,379	2,565	2,979	2,906
営業費用および減価償却費	-1,974	-1,997	-2,463	-1,919	-1,884	-1,970	-2,389
営業総利益	898	1,102	545	460	680	1,009	517
リスク費用	-81	-24	-32	-100	49	-23	31
営業利益	817	1,078	513	359	730	986	548
持分法適用会社投資損益	5	5	2	39	4	7	9
その他の営業外項目	11	-25	-2	-6	0	3	2
税引前利益	834	1,058	514	393	734	996	558
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	21.6	21.3	20.7	20.8	20.7	20.3	19.9
(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
コーポレートバンキング部門							
営業収益	1,039	1,094	969	1,102	930	999	892
営業費用および減価償却費	-600	-607	-724	-622	-597	-591	-683
営業総利益	440	487	245	480	333	409	209
リスク費用	-88	-21	-35	-91	46	12	1
営業利益	352	467	210	389	379	421	210
営業外項目	4	3	3	36	5	7	9
税引前利益	356	470	213	424	384	428	219
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	12.5	12.4	12.2	12.2	12.1	12.0	11.9
(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
グローバルマーケット部門							
営業収益	1,299	1,409	1,523	650	1,132	1,447	1,498
うち FICC	915	793	1,035	505	680	729	805
うち株式およびプライムサービス	384	615	488	145	452	718	692
営業費用および減価償却費	-926	-913	-1,276	-859	-848	-955	-1,275
営業総利益	373	496	248	-209	284	492	223
リスク費用	4	-6	3	-13	3	-37	28
営業利益	377	491	251	-222	287	455	251
持分法適用会社投資損益	1	1	0	1	0	1	1
その他の営業外項目	9	-25	1	-3	0	1	0
税引前利益	387	467	252	-225	287	457	252
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	8.1	8.0	7.7	7.8	7.7	7.4	7.1
(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
セキュリティーズ・サービス部門							
営業収益	535	596	516	627	503	532	517
営業費用および減価償却費	-449	-477	-463	-438	-439	-424	-431
営業総利益	86	119	53	189	63	108	86
リスク費用	2	2	-1	4	0	3	1
営業利益	88	121	52	193	63	110	87
営業外項目	2	0	-3	0	0	1	0
税引前利益	91	121	50	193	63	111	86
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	0.9	0.9	0.8	0.9	0.9	0.9	0.8

(単位：百万ユーロ)	3Q19	2Q19	1Q19	4Q18	3Q18	2Q18	1Q18
コーポレート・センター							
営業収益	27	53	37	-1	9	312	159
営業費用および減価償却費	-363	-436	-400	-605	-415	-491	-454
うち事業改編、再編および適応費用	-256	-336	-206	-481	-267	-275	-211
営業総利益	-336	-383	-363	-606	-405	-179	-295
リスク費用	-1	7	-4	-74	1	-18	-19
営業利益	-337	-377	-367	-680	-404	-197	-314
持分法適用会社投資損益	19	24	24	25	18	19	22
その他の営業外項目	20	81	623	-88	285	46	110
税引前利益	-299	-272	280	-743	-101	-132	-183

連結貸借対照表－2019 年 9 月 30 日現在

(単位：百万ユーロ)		2019 年 9 月 30 日	2018 年 12 月 31 日
資産			
預金および中央銀行預け金		166,934	185,119
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
トレーディング目的有価証券		207,036	121,954
貸出金および売戻契約		374,982	183,716
デリバティブ金融商品		297,716	232,895
ヘッジ目的デリバティブ		18,150	9,810
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産			
負債性金融商品		54,500	53,838
資本性金融商品		2,249	2,151
償却原価で測定する金融資産			
金融機関貸出金および債権		39,177	19,556
顧客貸出金および債権		797,357	765,871
負債性金融商品		100,263	75,073
金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整		6,025	2,787
保険事業に係る金融商品		257,420	232,308
当期および繰延税金資産		6,921	7,220
未収収益およびその他の資産		132,743	103,346
持分法適用会社投資		5,835	5,772
有形固定資産および投資不動産		31,348	26,652
無形固定資産		3,727	3,783
のれん		7,821	8,487
売却目的で保有する非流動資産		0	498
資産合計		2,510,204	2,040,836
負債			
中央銀行預金		4,887	1,354
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債			
トレーディング目的有価証券		98,004	75,189
預金および買戻契約		391,637	204,039
負債証券		63,868	54,908
デリバティブ金融商品		292,197	225,804
ヘッジ目的デリバティブ		19,138	11,677
償却原価で測定する金融負債			
金融機関預金		110,230	78,915
顧客預金		850,458	796,548
負債証券		172,608	151,451
劣後債		20,528	17,627
金融リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整		7,117	2,470
当期および繰延税金負債		2,796	2,255
未払費用およびその他の負債		119,227	89,562
保険会社の責任準備金		235,770	213,691
偶発債務等引当金		10,131	9,620
負債合計		2,398,596	1,935,110
連結資本			
資本金、払込剰余金、および利益剰余金		98,308	93,431
親会社株主帰属当期純利益		6,324	7,526
資本金、払込剰余金、利益剰余金、および親会社株主帰属当期純利益合計		104,632	100,957
資本に直接認識される資産および負債の変動		2,525	510
親会社株主資本		107,157	101,467
少数株主資本		4,451	4,259
連結資本合計		111,608	105,726
負債および連結資本合計		2,510,204	2,040,836

代替的業績指標 (Alternative Performance Measures: APM)
フランス金融市場庁(AMF)の一般規則第 223-1 条に基づく開示

代替的業績指標	定義	使用理由
事業部門損益計算書 (P/L) (各事業部門の営業収益、営業費用、営業総利益、営業利益、税引前利益の合計)	国内市場部門、国際金融サービス部門、ホールセールバンキング事業の損益計算書の合計 (なお、国内市場部門の損益には、フランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクのプライベート・バンキングの 2/3 を含む) BNP パリバ・グループ損益計算書 ＝事業部門 + コーポレート・センターの損益計算書の合計 グループ全体の損益計算書との関係は 「コア事業別業績」の表で開示	BNP パリバ・グループの本業の業績を示す指標
PEL/CEL の影響を除く損益計算書の合計 (各事業部門の営業収益、営業費用、営業総利益、営業利益、税引前利益の合計)	PEL/CEL の影響を除く損益計算書の合計 グループの調整後の損益計算書の合計は 「四半期業績の推移」の表で開示	PEL/CEL 口座の全存続期間にわたり発生するリスクに対する引当金変動を除く、当期の損益計算書の合計を表す指標
プライベート・バンキングの 100%を含むリテール・バンキング事業の損益計算書の合計	プライベート・バンキング全体の損益を含む リテール・バンキング事業の損益計算書の合計 グループの調整後の損益計算書の合計は 「四半期業績の推移」の表で開示	リテール・バンキング事業の業績を示す指標であり、プライベート・バンキングの業績の全部を含む (プライベート・バンキングは、リテール・バンキング(2/3)とウェルス・マネジメント(1/3)の共同責任のもとに置かれるが、その割合にもとづきウェルス・マネジメントに損益を配分する前の数値)
営業費用の推移、 但し IFRIC21 の影響を除く	IFRIC21 に基づく税金および拠出金の影響を排除した営業費用の推移	IFRIC21 に基づく税金および拠出金は、事業年度に関わるほぼ全額を第 1 四半期に計上するが、その影響を排除した上で当事業年度 1-9 月期の営業費用の推移を表す指標
コスト/インカム率	営業費用を営業収益で除した比率	銀行業務における業務の効率性を表す指標
リスク費用÷期首顧客向け融資残高 (単位: bp)	リスク費用 (単位: 百万ユーロ) を期首の顧客向け融資残高で除したもの 詳細な算定方法については、決算資料に添付された「融資残高に関わるリスク費用」で開示	事業別の貸出金残高総額におけるリスクレベルの指標
不良債権カバー率	金融資産 (ステージ 3) の引当金と当該資産 (ステージ 3) の減損後残高との関係を表す指標。 対象となる資産は、バランスシート上およびオフバランスシートの債権を含み、受け取った担保と相殺する。顧客向けおよび金融機関向け債権には、償却原価で測定される負債および資本を通じて公正価値で測定する有価証券を含む (保険事業を除く)	不良債権に対する引当の状況を表す指標
一時項目を除く株主帰属純利益	一時項目を除いて算定された株主帰属純利益 一時項目の詳細については、決算資料に添付された「主な一時項目」で開示	多額の非経常的項目あるいは本業の業績を反映しない項目を除外した、BNP パリバ・グループの純利益を表す指標。除外される項目の主なものに、事業改編および再編費用がある
自己資本利益率 (ROE)	ROE の詳細な算定方法については、決算資料に添付された「株主資本利益率」で開示 (分母は株主資本 + 非累積的永久優先株)	BNP パリバ・グループの自己資本の収益力を表す指標
有形自己資本利益率 (ROTE)	ROTE の詳細な算定方法については、決算資料に添付された「株主資本利益率」で開示 (分母は株主資本 + 非累積的永久優先株)	BNP パリバ・グループの有形自己資本の収益力を表す指標

比較分析－連結範囲の変更および為替レート変動による影響の排除

連結範囲の変更による影響を排除するための方法は、買収、売却など、取引の形態に依る。その計算の根本的な目的は、期間比較可能性を確保することにある。

- － 企業を買収または新設した場合、当該企業の業績は、同企業が過年度に未だ買収あるいは設立されていなかった期間に対応する分について、連結範囲の変更による影響を除く当会計年度の期間から排除する。
- － 事業売却の場合、当該事業体の業績は、売却以降の期間に対応する過年度の四半期について対称的に排除する。
- － 連結の会計処理方法を変更した場合、同一条件の下に調整した四半期業績に対して、2 会計年度（当期および前期）の間で存在した最も低い持分比率を適用する。

為替レート変動による影響を除いた比較分析においては、前年度の四半期（比較対象となる四半期）業績を、当四半期（分析対象となる四半期）の為替レートで修正再表示する。これらの計算は全て、会社の報告通貨を基準に行う。

注：

営業費用： 従業員給与および従業員給付制度に関わる費用、その他経費、有形固定資産の減価償却費、無形固定資産の償却費、および不動産・機械設備を含む固定資産の減損などの総額を指す。本資料全体にわたり、「営業費用」および「費用」は特に区別することなく使われている。

事業部門： 以下の 3 部門から成る：

- － 国内市場部門：フランス国内リテール・バンキング（FRB）、BNL バンカ・コメルシアーレ（BNL bc）、ベルギー国内リテール・バンキング（BRB）、その他国内市場部門（アルバル、リーシング・ソリューションズ、個人投資家部門、Nickel、ルクセンブルク国内リテール・バンキング（LRB）を含む）
- － 国際金融サービス部門（IFS）：欧州・地中海沿岸諸国部門、バンクウェスト、パーソナル・ファイナンス、保険部門、ウェルス&アセット・マネジメント（WAM）を含む。WAM には、アセット・マネジメント、ウェルス・マネジメント、および不動産管理部門が含まれる
- － ホールセールバンキング事業（CIB）：コーポレートバンキング部門、グローバルマーケット部門、セキュリティーズ・サービス部門を含む

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

ビー・エヌ・ピー・パリバは、フランス通貨金融法典第5款第1章（Code Monétaire et Financier, Livre V, Titre 1er）により金融業務を行うことを許可されているフランスの株式会社である。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの業務の概要は以下の通りである。

リテール・バンキング事業およびサービス事業

リテール・バンキング事業およびサービス事業は、フランス国内外におけるリテール・バンキング・ネットワークおよび専門的な金融サービスを含んでいる。リテール・バンキング事業およびサービス事業は、国内市場部門および国際金融サービス部門に分類される。

国内市場部門

国内市場部門は、フランス（FRB）、イタリア（BNL バンカ・コメルシアレ）、ベルギー（ビー・エヌ・ピー・パリバ・フォルティスのブランドで運営しているベルギー国内リテール・バンキング）およびルクセンブルク（BGL ビー・エヌ・ピー・パリバのブランドで運営している LRB）からなるビー・エヌ・ピー・パリバのリテール・バンキング・ネットワークならびに4つの専門事業部門（アルバル（業務用車両のリースおよびサービス）、ビー・エヌ・ピー・パリバ・リーシング・ソリューション（リーシング・ソリューションおよび資金調達ソリューション）、ビー・エヌ・ピー・パリバ・パーソナル・インベスターズ（オンライン貯蓄および仲介業）およびニケル（オンライン銀行取引サービス））を含んでいる。

キャッシュ・マネジメント、トレードおよびファクタリング部門は、ホールセールバンキング部門のコーポレート・バンキングと協働して、「企業にとって唯一の銀行」というコンセプトの下で法人顧客に提供されるサービスの最終段階を担っている。また、ウェルス・マネジメントは、国内市場におけるプライベート・バンキングのビジネス・モデルを展開している。

部門横断型のチームである「Partners in Action for Customer Experience (PACE)」の目的は、リテール事業によるより良い顧客経験価値の提供を支援し、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ全体に新たなビジネス・モデルを提案することにある。

ハロー・バンク！は、フランス、ベルギー、イタリア、ドイツおよびオーストリアにおけるビー・エヌ・ピー・パリバ・グループのネット銀行であり、スマートフォンおよびタブレットで利用できるよう設計されている。コント・ニケルの買収により、ビー・エヌ・ピー・パリバの事業は、フランスにおける新たな銀行業務を含むようになるまでその範囲を拡大した。現在、同行は多様な顧客基盤の需要に適応した一連のソリューションを提供している。

国際金融サービス事業

国際金融サービス事業は、以下の事業により構成され、個人、民間投資家、小規模企業および機関投資家といった幅広い顧客にサービスを提供している。

- ・海外リテール・バンキング事業：ユーロ圏外のリテール・バンキング業務を取り扱い、当該国において、個人、中小企業、小規模企業および法人にサービスを提供するため、ビー・エヌ・ピー・パリバの総合的なリテール・バンキングのビジネス・モデルを展開している。
- ・パーソナル・ファイナンス：セテレム、コフィノガまたはフィンドメスティック等の有名ブランドを通じ、個人を対象とした融資のソリューションを提供している。
- ・ビー・エヌ・ピー・パリバ・カーディフ：人、プロジェクトおよび資産に保険をかけるための貯蓄および保障のソリューションを提供している。
- ・ウェルス&アセット・マネジメントにおける以下の3つの主要な専門事業
 - ・ビー・エヌ・ピー・パリバ・ウェルス・マネジメント
 - ・ビー・エヌ・ピー・パリバ・アセット・マネジメント
 - ・ビー・エヌ・ピー・パリバ・リアル・エステート・サービス

国際金融サービス事業は、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループにとって重要な発展地域であるアジア太平洋地域および南北アメリカにおいて確固たる地位を築いており、当該地域においてビー・エヌ・ピー・パリバの商品およびサービスを顧客に提供している。

ホールセールバンキング事業

ビー・エヌ・ピー・パリバのホールセールバンキング事業は、資本市場業務、証券管理業務、資金調達業務、資金管理業務および財務アドバイザリー業務において、法人および機関投資家からなる2種類の顧客フランチャイズに対し、オーダーメイドのソリューションを提供している。ビー・エヌ・ピー・パリバのホールセールバンキング事業は、法人顧客および機関投資家の間の架け橋として、法人顧客の資金調達ニーズを、投資機会を求める機関投資家へとつなぐことを目指している。

ホールセールバンキング事業の合理化されかつ効率的な体制は、ビー・エヌ・ピー・パリバの法人顧客および機関投資家のニーズに応えるために設計されたものである。そのため、ホールセールバンキング事業は、以下の3つの主要事業を中心に構成されている。

- ・コーポレート・バンキング（各地域毎に独自の組織を有する。）
- ・グローバル・マーケット（すべての資本市場業務を統括する。）
- ・証券管理事業

ホールセールバンキング事業は、以下の3つの主要地域に区分されている。

- ・欧州・中東・アフリカ
- ・南北アメリカ
- ・アジア太平洋

2. 主要な経営指標等の推移

(1) ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ

(単位：百万ユーロ)

	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年(注1)
営業収益	42,516	43,161	43,411	42,938	39,168

(単位：百万ユーロ)

	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年(注1)
営業総利益	11,933	13,217	14,033	13,684	12,644

(単位：百万ユーロ)

	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年(注1)
純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)	7,526	7,759	7,702	6,694	157

(単位：%)

	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年(注1)
株主資本利益率(注2)	8.2	8.9	9.3	8.3	7.7(注3)

(単位：十億ユーロ)

	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年
時価総額 (12月31日現在)	49.3	77.7	75.5	65.1	61.4

出典：ブルームバーグ

(注1) IFRIC解釈指針第21号の適用により修正再表示された数値。

(注2) 株主資本利益率は、親会社株主帰属純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバにより発行され、会計上、配当として扱われる永久最劣後債の利息に関する調整および償還された永久最劣後債の外国為替の影響に関する調整が行われる。)を、関連期間の1月1日および12月31日の再評価前の平均永久株主資本(株式、永久最劣後債、永久最劣後債の債権者に支払われる税金控除後の純報酬額および配当予定額に直接認識される資産および負債の変動を調整した株主資本)で除して算出される。

(注3) 米国の関係機関との包括的和解に関連する費用を除く。この調整をしない場合の1株当たり当期純利益は-0.07ユーロ、株主資本利益率は-0.1%であった。

(単位：ユーロ)

	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年
1株当たり純利益 (注1)	5.73	6.05	6.00	5.14	(0.07) (注5)
1株当たり純資産 (注2)	74.7 (注6)	75.1	73.90	70.95	66.61
1株当たり配当金純額	3.02	3.02	2.70	2.31	1.50
配当率(%) (注3)	52.72	50.0	45.0	45.0	n. s.
株価					
最高値(注4)	68.66	68.89	62.00	60.68	60.85
最低値(注4)	38.18	54.68	35.27	44.94	45.45
年度末	39.48	62.25	60.55	52.23	49.26
CAC 40インデックス (12月31日現在)	4,730.69	5,312.56	4,862.31	4,637.06	4,272.75

(注1) 事業年度中発行済平均株式数に基づく。

(注2) 配当前。年度末における発行済株式数に基づく再評価を行った純資産。

(注3) 株主帰属当期純利益に対する割合で表示され、定時株主総会において提案された配当金の分配。

(注4) 取引中に記録された数値を示している。

(注5) 米国の関係機関との包括的和解に関連する費用につき調整した純利益に基づく場合、4.70ユーロ。

(注6) 株主資本における新たなIFRS第9号会計基準の初年度適用の影響(2.5十億ユーロ、すなわち1株当たり2ユーロ)。

最近中間連結会計期間の業績等

(単位：百万ユーロ)

活動	2019年 6月30日
資産合計	2,372,620
顧客預金	833,265
顧客貸出金および債権	793,960
株主資本合計(注1)	104,135
ティア1およびティア2資本比率段階的 導入ベース値	15.2%
ティア1資本比率段階的導入ベース値	13.3%

(注1) 利益処分前。

(単位：百万ユーロ)

利益	2019年度 上半期
営業収益	22,368
営業総利益	6,484
営業利益	5,094
税引前当期純利益	6,060
純利益 (ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)	4,386

(2) ビー・エヌ・ピー・パリバ

	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年
<u>年度末資本金</u>					
a) 資本金 (ユーロ)	2,499,597,122	2,497,718,772	2,494,005,306	2,492,770,306	2,491,915,350
b) 発行済株式数	1,249,798,561	1,248,859,386	1,247,002,653	1,246,385,153	1,245,957,675
c) 発行済転換社債の数	なし	なし	なし	なし	なし
<u>年度業績 (百万ユーロ)</u>					
a) 収益合計 (付加価値税を除く。)	33,333	27,707	32,458	28,160	24,598
b) 税金、減価償却費および減損控除前利益	4,631	3,003	10,153	7,323	1,766
c) 法人税費用	557	345	(278)	(74)	(218)
d) 税金、減価償却費および減損控除後利益	5,027	3,157	9,266	6,232	(3,089)
e) 総配当支払額	3,774	3,772	3,367	2,879	1,869
<u>1株当たり利益 (ユーロ)</u>					
a) 税引後利益 (減価償却費および減損控除前)	4.15	2.68	7.92	5.82	1.24
b) 税金、減価償却費および減損控除後利益	4.02	2.53	7.43	5.00	(2.48)
c) 1株当たり配当金	3.02	3.02	2.70	2.31	1.50
<u>人件費</u>					
a) 年度末被雇用者数	54,299	53,078	51,498	49,751	49,132
b) 給与合計 (百万ユーロ)	4,208	4,441	4,263	4,288	3,713
c) 社会保障および支給された従業員給付金合計 (百万ユーロ)	1,604	1,577	1,599	1,404	1,328

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス

● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（[ムーディーズ日本語ホームページ](#)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「ライブラリ・規制関連」の「[無登録格付け情報](#)」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものではなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

- **格付会社グループの呼称等について**

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

- **信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について**

[フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

- **信用格付の前提、意義及び限界について**

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合があります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、令和元年 10 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

以上